
令和4年 第2回 高千穂町議会定例会会議録(第3日)

令和4年6月14日(火曜日)

議事日程(第3号)

令和4年6月14日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(13名)

1番 藤田 利廣議員	2番 田中 義了議員
3番 佐藤さつき議員	5番 板倉 哲男議員
6番 磯貝 助夫議員	7番 本願 和茂議員
8番 中島 早苗議員	9番 馬原 英治議員
10番 坂本 弘明議員	11番 工藤 博志議員
12番 富高健一郎議員	13番 富高 友子議員
14番 佐藤 定信議員	

欠席議員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 須藤 浩文	書記 南條 良夫
----------	----------

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 甲斐 宗之	副町長 …………… 藤本 昭人
教育長 …………… 戸敷 二郎	総務課長 …………… 有藤 寿満
財政課長 …………… 興梠 貴俊	総合政策課長 …………… 戸高 雄司
税務課長 …………… 林 謙一	町民生活課長 …………… 甲斐 利一
企画観光課長 …………… 安在 浩	福祉保険課長 …………… 霜見 勉
農林振興課長兼農業委員会事務局長 ……………	佐藤 峰史

農地整備課長 …………… 江藤 武憲 建設課長 …………… 甲斐 徹
会計管理者 …………… 飯干 美恵 病院事務長 …………… 綾 浩樹
保健福祉総合センター所長 …………… 興梠 晶彦
上下水道課長 …………… 湯川 哲
教育委員会次長兼教育総務課長 …………… 山下 正弘
監査委員 …………… 中尾 清美

午前10時00分開議

○事務局長（須藤 浩文事務局長） 皆様、おはようございます。

御起立をお願いします。一同、礼。

〔起立・礼〕

○事務局長（須藤 浩文事務局長） 御着席ください。

議長の許可を得ていますので、暑い方は上着をお取りください。

○議長（坂本 弘明議員） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（坂本 弘明議員） 日程第1、一般質問を行います。

なお、質疑をされる方は町長の最初の答弁以降については、質問の内容に応じ答弁者を指名して質疑願います。

最初に、工藤博志議員の質問を許します。質問席に登壇願います。

○議員（11番 工藤 博志議員） おはようございます。

さきに通告いたしました件名につきまして、質問をさせていただきます。

令和4年度より第8次の行財政改革大綱が実施されます。第7次までは行政改革大綱を作成し、それに基づいて実施されましたが、第8次では新たな財源確保や財政支出の縮減など、行政改革と財政改革を一体的に推進するため、改称して実施されると聞いております。

また、行財政改革大綱作成に当たっては、高千穂町行政改革推進委員会で審議され、委員会の意見も反映されると聞いております。作成段階から町民代表や有識者の意見や要望を取り入れて、行政、財政改革を推進し、毎年実施状況報告会や推進委員会を実施し、その経過報告を町民へ周知することが重要と考えます。

財源確保と財政支出の縮減について伺います。

1、高齢化、過疎化が著しい中、町税の歳入増額は期待できない状況だと考えます。財産収入、

雑収入、寄附金を含めた自主財源確保の具体策を伺います。

2、福祉のサービスと社会基盤の充実、向上には財政支出は不可欠であり、財政支出の縮減有効策は、イ、事務事業を見直し、町長部局のスリム化、ロ、公共施設の民間活力導入による職員の削減、ハ、正職員の給与適正化などのように考えておりますので、以下を伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（坂本 弘明議員） 町長、登壇願います。

○町長（甲斐 宗之町長） それでは、工藤博志議員の行財政改革についての御質問にお答えをいたします。

初めに、1の高齢化、過疎化が著しい中、町税の歳入増額は期待できない状況だと考える。財産収入、雑収入、寄附金を含めた自主財源確保の具体策はどの御質問でありますか、議員御指摘のとおり、高齢化、過疎化に伴う生産年齢の減少により、町民税収入は減少していくことが見込まれ、自主財源確保は本町において大変重要な課題だと認識をしております。

本町としましては、これまでも町有地や住宅等の払下げや貸付け、車両の払下げ、町有林事業等により一定の財産収入を確保してきておりますが、今後も不要となってくる土地や建物、財産の貸付けや売却等により、財産収入の確保を着実に図ってまいります。

諸収入につきましては、自動販売機手数料、コピー代、各種事業参加費など、様々なものがありますが、受益者負担の原則から公平かつ適正な収入を図ってまいりたいと存じます。

寄附金につきましては、一般寄附、ふるさと納税、企業版ふるさと納税等ございますが、寄附する方にとって高千穂町に寄附してよかったと思っただけのよう寄附金が住民福祉の向上に役立っていることを広くPRするなど、寄附された方々へ感謝の気持ちを持って事業を進めることにより、さらなる寄附に御協力をいただけるよう努めてまいります。

特にふるさと納税につきましては、株式会社高千穂まちづくり公社への業務委託により、新たな返礼品開発の推進と本町のふるさと納税サイトへ導くような情報発信の充実により、寄附額の増を目指すものであります。

次に、2の福祉のサービスと社会基盤の充実、向上には財政支出は不可欠である。財政支出縮減の有効策はのうち、イの事務事業見直し、町長部局のスリム化についてですが、第8次高千穂町行財政改革大綱実施計画書の改革項目、町の組織機構の見直しにおいて、組織の横断的な連携を推進し、限られた人員で最大の効果が発揮できるよう組織機構の充実を図ることを改革方針として掲げております。

例えば、各課にまたがるような業務内容につきましては、関係する係との連携と情報共有などから、住民サービスの質は維持向上させながら、スピード感のある対応により効率化を図ってまいります。

また、A I 技術を活用した業務の効率化、自動化に取り組むなど、スリム化を図ってまいりたいと存じます。

職員配置の適正化の面からは人事評価制度を活用し、職員の能力に合わせた部署への配属や各課とのヒアリングによる人員数の検討など、適切な人員配置に努めてまいります。

次に、ロの公共施設の民間活力導入による職員の削減についてですが、現在本町の公共施設では正規職員や会計年度任用職員で運営しているものや指定管理委託などで運営しているものがあります。今後もサービスの継続と質や安全性の確保など、行政の責任や費用対効果を検証しながら、民間活力の導入がふさわしいものは前向きに取り組み、職員の削減にもつながるよう努めてまいります。

次に、ハの正職員の給与適正化についてですが、本町職員の給与制度は国の人事院勧告を基本とし、近隣町村との均衡を図りながら適正運用に努めているところでございます。今後も新たな財源確保と財政支出の縮減に努めながら、複雑、多様化する行政サービスに対応し、また新たな施策にも取り組み、町民の皆様が安心安全、心豊かにいきいきと輝ける持続可能なまちづくりを目指し、職員とともに行財政改革に取り組んでまいりたいと存じます。

以上、答弁いたします。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、自主財源の確保についてであります。財産収入については町有地や住宅等の払下げについても、今後は、今までもあったかとは思いますが、議員等にも情報を公開していただき、スピーディーに行動が進むようにやっていただきたいというふうにも思うわけですが、この情報、町有地等、住宅等々の払下げについての情報公開はどのようにやっておられるかを財政課長にお願いしたいと思います。

○議長（坂本 弘明議員） 財政課長。

○財政課長（興梠 貴俊課長） 工藤博志議員の御質問にお答えいたします。

町有地、また住宅等の払下げにつきましては、一般の方に周知を図っております。防災無線等で払下げの情報を放送いたしまして、その上で入札という形で払下げをいたしております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） 町有地を払下げるよとか、住宅を払下げるよという執行部が決断をされた時点から、その情報公開までどれくらいの時間をかけてやっておられますかね。

○議長（坂本 弘明議員） 財政課長。

○財政課長（興梠 貴俊課長） 時間で申しますと、なかなかそれぞれありまして難しいところで

はありますが。一例で申し上げますと、例えば平成30年度に高千穂神社の社有地の駐車場の払下げを行っておりますが、このことに関しましては長年神社側と協議等を重ねて、その上で払下げを決定しているということでございますので、今のは一例ですが、払下げを決定して、それから実際に払下げるまでの期間というのは、なかなか一定はしないかなと思いますが、基本的には決定が行われれば1年以内にはそういったことになるかと思えます。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） 決断の時期はなかなか分からないというようなことでありますけれども、前例としてやはり廃校跡地で教職員住宅等々の払下げの公表はあったのかもしれませんが、そのままおざなりになっておって10年以上経過したと、その後もう撤去しなければならないという事例があったかと思えますけれども、そういった場合にやはり早めにまだ住める状態のときに払下げなり公募等々もやっておくと、無駄な撤去費用とか測量設計費用とか要らない部分もあったのではないかというようなことを思いましたので、発言をさせていただいたところでございますが、今後はそういった町有地、住宅等々の払下げ等の決断は早く執行部と相談されて、執行部ですが、首長と町長と相談されて、早い段階で財産価値のあるうちに処分をしていただくと、そういった部分での財産収入も生まれてくるのではないかと思いますので、ぜひそういう努力もしていただきたいと思えます。

次に、同じく財産収入でありますけれども、町有林等の定期的の間伐、皆伐等をやって財産収入に上げているということでございますけれども、町内237平方キロメートルあるわけですが、そのうち町有林は何ヘクタールでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 財政課長。

○財政課長（興梠 貴俊課長） 大変申し訳ありません。

面積については、正確にはこちらのほうで資料を持ってきておりませんので、後ほど御回答いたします。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） 手元がないということであれば、樹齢等についても多分分からないだろうというふうに思いますので、質問は避けたいと思いますが、多分伐期が来ている、拡大造林等々で植えてある杉やヒノキだろうというふうに思いますので、伐期はそれぞれにきていると思います。こういったものも年次計画をされて、やはり財政の収入になるように当初予算に組込めるような計画等々も検討したらというふうに思うわけですが、財政課長いかがでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 財政課長。

○財政課長（興梠 貴俊課長） 町有林の事業収入につきましては、ここ5年ほどの記録を調べたところですが、5年間で約1,550万ほどの収入があります。

林業公社さんの分収林の間伐ですとか、主に今のところ間伐が中心でございますが、そういった収入は入ってきております。

それと、森林経営計画に基づきまして、計画的な間伐、主伐を行っていくように森林組合と協議を進めております。

当初予算のほうで収入を組めるかというお話ではありますが、その点についてはその年度年度の計画の収入がどの程度見込めるか、また協議して組込めるようであればそのようにしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） せっかく町有林でございますので、財政の安定のためにも計画的な除間伐をやりながら、財産収入の中に計画が組込めるようにこちらのほうも努力していただきたいというふうに思います。

続きまして、諸収入でありますけれども、自動販売機、コピー代、各種事業等々というふうに書かれておりますけれども、公平かつ適正に対処しているということでございますので、今後も公平かつ適正に対処していただきたいというふうに思っております。

続きまして、寄附金であります。

寄附金につきましては、一般寄附、ふるさと納税、企業版ふるさと納税等々あるかと思っておりますけれども、答弁ではふるさと納税については令和4年度からは株式会社まちづくり公社のほうで事業委託をやって推進をするということでございます。かなりな大幅な増額も期待をしているところでございますが、まず、このふるさと納税が平成25年5月にスタートしたようでございますが、もう既に十四、五年経過をしておりますが、本町としてそのふるさと納税の累積総額はいくらになっているのでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 財政課長。

○財政課長（興梠 貴俊課長） ふるさと納税につきましては、今、おっしゃられましたとおり平成20年に開始されております。本町におきましては平成25年度までは毎年度寄附件数は一桁台、10万円台から100万円台で推移しておりましたが、返礼品を導入した平成26年度には1,829件、4,200万、その後は平成30年度までは1億円台の後半で推移しておりましたが、総務省の返礼品基準見直しによりまして寄附額が減少し、令和3年度は1億3,700万円程度となっております。開始以降15年間で5万6,384件、10億4,093万5,000円の寄附額となっております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） 多い少ないは別といたしまして、このそれだけのふるさと納税の寄附があったわけなんです、その中でこれまでに特に大きな事業として取り組んで来られた事業を御紹介いただきたいと思います。

○議長（坂本 弘明議員） 財政課長。

○財政課長（興梠 貴俊課長） 特に大きな事業に充ててきたかという御質問ですが、ふるさと納税に関しましては、まず寄附額に対して、それぞれ人件費ですとか返礼品を購入する経費ですとか、インターネットで募集をする経費ですとか、様々な経費がかかりますので、寄附額全てを収入としているわけではございませんで、そのうち経費分を差し引いた分を一旦基金に積立てまして、そこから町の単独事業への充当を行っております。特に大きな事業というのは、国庫補助ですとか起債を借りて行っておりますので、町のほうの単独経費が余り入っておりません。

町といたしましては、ふるさと応援基金の繰入れ先としましては、ふれあいバスの運行管理費、天岩戸保育園管理事業費、こども医療費の助成事業、中学生までの医療費を全額免除とするものですが、そういったもの、また、農業遺産やユネスコエコパーク事業、学校管理費、スクールアシスタント配置や小水力発電事業等、国・県の補助や起債のきかないもの、そういったもの、町の持ち出しをどうしてもしなくちゃいけないものについて、ふるさと応援基金のほうを活用させていただいております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） これまでは特に特定した事業には寄附金は活用していないというような答弁だったというふうに思っております。そういった部分でも、多分、寄附者への、いただいた寄附金につきましてはこのように利用させていただきましたとかいう情報公開等もしていなかったのではないかとこのように思っておりますが、それでよろしいでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 財政課長。

○財政課長（興梠 貴俊課長） 寄附金の使途についての情報公開ということかと思いますが、確かに寄附額や充当事業につきましては、平成29年度までは公表しておりませんでした。平成30年度より町のホームページ上で、こういった事業にどれだけ充てているかということについては公表をいたしております。

また、令和2年度からは寄附をされた方に対して暑中見舞いをお送りしておりますけれど、その暑中見舞いの中に、大まかではあります、こういった事業に使わせていただきました、ありがとうございましたといった形でお知らせをいたしておるところです。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） 町広報等では、やはりふるさと納税の毎年度の寄付総額、あるいは取り組んだ事業等々も少しずつはPRなり、お知らせをしていただきたいと思います。

このふるさと納税につきましては、特に寄附者にとっては返礼品等々が目的で、かなり寄附額を上げておられる自治体もいるわけですが、本町といたしましては、ある程度事業目的を決められて、その中で寄附金を募ってやる方法もいいのかなどというふうに思うわけですが、これについては、町長、いかがでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 工藤博志議員の御質問にお答えいたします。

本町におきましては、現在、子育て支援あるいは農林業の振興、観光の振興など、大きな項目を立てまして、それに寄附者から寄附目的、こういうことに使っていただきたいということを選んでいただくような体制の中で寄附を集めているところでございます。

今後は、さらに細かく項目を立てる、特に力を入れたい事業については項目立てして、その部分に使っていただきたいということで、逆にこの事業を応援したいという特化したものを柱を立ててそれを選んでいただく、それが1つの寄附をしていただく呼び水になる部分もあるのかなというふうに思いますので、そういった部分についても検討していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） ぜひそう願いたいと思います。

先ほども少し触れましたけれども、株式会社まちづくり公社のほうでふるさと納税については委託事業を推進されるということでもあります。今回も提案されておりますけれども、道の駅とがまだせ市場のほうをその会社のほうで運営もされるということで提案もあつておるところですが、今回、会社に対する出資金が3,000万円、施設の修理費等々にも数千万円、委託料が数千万円というふうに投資もかなりしているわけですが、この投資の分ぐらいを今年度で増額を期待しているところですが、それについては、社長であります町長にその意気込みをお伺いしたいと思います。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 工藤議員の御質問にお答えいたします。

確かに費用対効果が見込めなければ意味がないというふうに思っておりますので、当然、ふるさと納税につきましては、町の職員ではなかなか発想力、また、PRの仕方、そのあたりも工夫がなかなかノウハウが難しい部分があつたかと思っておりますけれども、民間活力の中で柔軟に動いて

いただくというところで寄附額を伸ばしていきたいというふうに考えているところでございます。

そして、今年度は当初から高千穂町まちづくり公社に委託するわけではなかったというところもございますので、道の駅、がまだせ市場の担当がまだ農林振興課におりますし、また、ふるさと納税担当も町職員としておるわけですけれども、完全に様々な事業がまちづくり公社に移っていくということになれば、町職員も減らしていくことができるというふうに考えておまして、そこらあたりの効果も見込んでいながら、数年かけてというふうに考えてはおりますけれども、今年度のふるさと納税がどこまで上げていけるかというのは、まだ未知数な部分がありますが、確実に収入を増やしていくというところで効果を上げていきたい、少しでも早く投資については回収できるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） よろしくお願ひしたいと思います。

それから、財源確保で、ちょっと視点を変えた場合の御意見をさせていただきたいと思いますが、執行部のほうからいただきました町外に住所を置く職員、令和4年度で町職員288名というふうに聞いているわけですが、その中で、町外に住所を置く職員が30名いらっしゃいます。熊本県2名、宮崎県1名、延岡市10名、日之影町13名、五ヶ瀬町4名ということですが、総務課長、間違いありませんか。

○議長（坂本 弘明議員） 総務課長。

○総務課長（有藤 寿満課長） 数字については、今現在、持ち合わせておりませんけれども、その人数ぐらいはいたと思います。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） 仮の話をしてはいけないのかもしれませんが、仮に、この職員全員が町内に在住していただくということになれば、かなりの経済効果も出てくるし、また、人口増にもなりますし、推進しておられます移住増にもなるというふうに思うわけですが、なかなかこればかりは強制はできないわけですけれども、町内に住んでいただけるように理解と説得をしたらどうかというふうに思うわけですが、町長、いかがでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 御質問にお答えいたします。

なかなか難しい問題ではございます。少しでも高千穂町に住んでほしいということについては、個別にお話をするということは可能かというふうに思いますけれども、結婚であったり、子育てであったり、様々な事情でそういった状況になっているということがございますので、それを強

制的に動かすというのはなかなか難しい部分はあろうかというふうに思います。

実際、例えば、五ヶ瀬町あるいは日之影町の職員も高千穂町に住んでいるという方も何名もおられるわけでありますので、実際、どこの町でも難しい問題なんだろうというふうに考えております。

働きかけということについてはお話をするというので、強制はできませんので、いろんな事情を考慮し、また、その職員の置かれている子育ての環境などがかなり大きいとは思いますが、そういった部分も配慮しながら、将来的にはというような話はしていくことは可能かと思っておりますので、できる範囲で働きかけを行っていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） 当初から強制はできないということは申し上げておりますけれども、ぜひ、町税の税収にもつながるわけですので、努力義務といいますか、積極的に、町長のほうから、執行部の皆さんからも、高千穂は住みやすいところだから高千穂に住んでほしいというような提言といいますか、推進はしていただきたいというふうに思います。

次に、2番目の財政支出の縮減の有効策についてであります。組織機構を見直して、限られた人数で最大の効果を発揮するのが目的であるというふうに答弁をされておりますが、ずっと以前に総合政策室が設置されたわけですが、これが数年前に総合政策課ということで課が1つ増えたところであります。それ以前は、企画観光課や財政課のほうで企画等々もされていたんではないかというふうに思うわけですが、現在、企画観光課という名称がどうなっているのかというふうに疑心暗鬼しているところですが、企画観光課のほうで何か令和4年度なり、令和5年度以降にも企画をされるようなことがあるのかどうか、企画観光課長のほうにお伺いしたいと思います。

○議長（坂本 弘明議員） 企画観光課長。

○企画観光課長（安在 浩課長） 新たな企画といいますか、観光振興計画のほうをまた策定するというので、10年経過するので、そういった企画はやっております。

あと、職員それぞれ鋭意自分の仕事の中では仕事を変えていこうとか、そういった企画をそれぞれ行っているところがございますので、大きな計画というものは、観光振興計画しか、あと、男女共同参画関係の計画しかございませんが、皆さんで仕事を変えていこうということはみんなで考えているところがございます。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） 総合政策課というのが設置されてから、町長の公約でもあります鉄道公園化、そして、今回のまちづくり公社等々も総合政策課のほうで重点的にやっておら

れます。そういった中で、せつかくの行財政改革でありますので、企画観光課が観光課としての機能を発揮するような事業化になるように、名称の変更とか、そういったことは、町長、考えておられないのでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 工藤議員の御質問にお答えいたします。

確かに以前は企画観光課のほうで総合長期計画であるとか、そういった観光計画などももちろんですけども、町の今後の指針になるような計画を立案していたというところまでございまして、そういった部分では、企画という部分お仕事が減っているというのは事実かというふうに思っております。

光ケーブル等の事業もございまして、また、広報のほうの仕事もございまして。そういったところ、総務課に移すなどのことも考えられなくもないんですけども、様々なイベントあるいは町は主体となって行うような事業の中心的役割を果たすということもございまして。引き続き、そういった仕事を企画観光課に担っていただくというふうに思っておりますけれども、企画という部分についての少し違和感が出てきた部分もあるのかというふうに思いますので、今後、観光をメインにするような形であれば課名の変更ということも十分に考えられるかと思っておりますのでございまして。

また、総合政策課につきましては、様々な新規事業の立ち上げ等について、そこを担っていただくということを考えておまして、そこで、軌道に乗った部分については、庁舎内の各課に事業を下ろしていくということも将来的には考えていきたい、そういった機能を総合政策課には持たせていきたいというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） そういった部分で、各課の課ごとにそれぞれの能力を発揮していただきたいというふうに思いますので、そういった部分での名称解消等も検討をしていただきたいというふうに思います。

それから、財源収縮の部分で、民間活力の導入による職員の削減についてであります。これまでは、ときわ園あるいは保育園の一部、そして、今回のまちづくり公社というようなことで、民間活力の導入を前向きに取り組んでおられるのは理解しておりますが、今後、民間活力を導入してもいいかというふうに考えておられる施設があれば挙げていただきたいと思いますが、町長の考えをお願いします。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 工藤議員の御質問にお答えいたします。

施設関係につきましては、ある程度、民間活力の導入というところで進めてまいりましたが、施設についてはなかなか難しいというところがありますが、1つ、今、実施には至りませんが検討しているということからすれば、出張所等について、一例ですけれども、例えば郵便局などで証明書書類等が発行できるような委託ができないかというようなこととか、あるいは、大きなところでいきますと、光ケーブル網の施設管理、そういったところも、例えばですけれども、NTTあるいはワイワイ、そういったところをお願いすることができないかということも考えているところがございます。

ただ、光ケーブル関係につきましては、様々に試算もしているところではございますが、高千穂町が、今、支出をしているお金以上に、その施設を民間から借りるといったときに、今よりもお金がかかってしまうような見積もりというようなこともありましたものですから、そこらあたりは、今後、引き続き協議をしながら、少しでも町の抱えている事業を民間にお願いをし、町職員を削減する、町職員が直接的に行う事業を縮減していくということ、それを今後とも検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） 3出張所についてはこのあと聞こうかというふうに思っていたんですけれども、公共施設のほうについて、二、三、お伺いしたいと思いますが、水族館、養魚場、四季見原等々ございますが、水族館については、以前に漁業組合、そこらあたりが管理運営をさせていただきたいというような申し入れもあったというふうにも聞いたことがあるわけですが、その後、検討されたのか、その状況はどうなっているのかを伺いたいと思います。

○議長（坂本 弘明議員） 企画観光課長。

○企画観光課長（安在 浩課長） 工藤博志議員の御質問にお答えいたします。

現在、4月にそういった話の引継ぎを受けまして検討しておるんですが、まず、養魚場関係について見直しを図っていこうということで、現在、動いておりまして、水族館につきましては、今後、漁協からもさらにどうなっていますかという問い合わせ等もなくきておりまして、今のところ、直営で今年度は行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） そういったことも前向きに検討していただいて、町長部局の Slim 化を図っていただきたいと思います。

もう1点、四季見原のキャンプ場ですけれども、こちらのほうも一滴の会社のほうで期間限定で委託されて運営されておりますが、こちらについても、やはり周年を通して素晴らしい施設だ

と私は思っておりますが、こういった施設も1年契約で、周年運営ができるような方法を民間の活力を生かしてやっていただきたいというふうに思うわけですが、こちらのほうについても、ぜひ総合政策室なり、観光課のほうで検討をしていただきたいと思いますが、これについては、企画観光課長、何か腹案がございましたらば。

○議長（坂本 弘明議員） 企画観光課長。

○企画観光課長（安在 浩課長） 工藤議員の御質問にお答えいたします。

キャンプ場につきましては、一滴の会さんに委託をしておりますが、今後、アドベンチャーツーリズムというものに視野を広げていって、こういったキャンプ場とか、登山、そういったものを、資源を活用したものをもっと活用できないかというふうに思っておるところであります。

今、キャンプ場も冬季はやっぱり休業しなければ使用できないような状況もありますが、平日、このキャンプ部分でどうにか使用できる方法がないかというふうな検討を、今、始めているところでございます。そういったことで、キャンプ場が有効に活用できればいいというふうに思っておるところでございます。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） ぜひ前向きな検討をするということですので、スピード感を持って、こういったことはやっていただきたいというふうに思います。

それから、先ほど町長のほうからたとえ話で出ましたけれども、3出張所の郵便局あるいはコンビニ等をお願いしたらという件でありますけれども、出張所を残すという岩戸村、上野村、田原村の合併当初の約束事か契約だったかというふうにも思いますが、上野村が昭和44年に合併して、もう五十有余年たつわけですけれども、その中で、正職3名から2名になり、2名から1名になり、1名から職員OBの臨時職員になり、そして、今は一般の臨時職員も可能というような状況まで来ているところであります。また、一番のあれは費用対効果ということですが、年に数件しかない受付、書類の発行が数件しかないという状況で、果たして出張所をそのまままだ存続すべきかどうかということでもありますけれども、そういった部分で、地元には郵便局は必ずあるわけですので、そちらのほうでも発行が可能ということであれば、そういった意向も検討を早めにしていただきたいと思っております。

続きまして、残りがあまり時間もなくなりましたけれども、職員の給与適正化についてであります。

国の人事院勧告を基本として、また、近隣町村との均衡を図っているというような答弁でありました。

それは当然だろうというふうに私も思うわけですが、まずはその町その町が、町の財政

力を考慮しながら歳出の総額に占める人件費の割合を決めていくのも大事だろうというふうに思うわけですが。

職員にしましては、平成10年が319名おられました。現在、令和4年度で288人ということで、正職は31人削減されております。一方で臨時職員が、当時は臨時職員でございましたが、平成10年に57名、令和4年は110名、現在は会計年度任用職員というふうに言われておりますけれども、その経過後が53人増ということになっております。

こういった部分で、正職は確かに削減されましたけれども、臨時職員といいますか、会計年度任用職員が増えたということで、人件費に占める割合というのはそんなに変わってはいないのではないかというふうに思うわけですが、こういった部分の人件費の削減について、町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 工藤議員の御質問にお答えいたします。

確かに会計年度任用職員を含めれば減っていないじゃないかということでもありますけれども、実際には相当数、様々な事業が増えているという実態もございます。

光ケーブルもそうでございますし、また、私も就任以来、公約に掲げました事業を実施していく、実現に向けて取り組んでいくためには、やはり、これまでの人員体制では、そこに専属で、例えばまちづくり公社、あるいは鉄道公園化構想、そういった部分について、兼任ではなかなか実現に向けて職員の確保ができれば、専属でやっていただければなかなか実現が難しかったものもございます。

そういったところでは、なかなか職員減らせなかった、逆に増員をしたといった経緯もございます。

また、実際には病院であるとか、あるいは保健センター職員が増えているといった実態もございまして、そういった福祉分野については、充実をさせる必要があるということもございまして、実際、今年度も管理栄養士を1名増員いたしましたけれども、国の方針に基づきます保健事業と介護予防の一体的実施であるとか、そういった新たな国から下りてくる事業に対応するためには、どうしても職員を単純に減らしては充実した町の事業ができないということで、その部分についてはぜひ御理解を頂きたいなというふうに思っているところでございます。

今後、道の駅についても会計年度任用職員で雇用して運営をしておりましたので、ここについては直接の会計年度任用職員ではなくなるということからして、その部分については削減ができるというふうに見込んでいるところでございます。

先ほど御指摘のありました水族館、養魚場、また出張所、そういったところについても今後、町の直営ではなくなるということについて、まだ、地元の皆さん、あるいは関係者の皆さんと協

議が必要でありますけれども、協議をし、皆さんとよりよい方向を目指して、また、町が目指す方向を理解していただきながら、今後検討をしていきたいというふうに考えております。

少しでも人件費は縮減の方向に向けてということで考えているところでございまして、そういったことができるだけには、行政のスリム化ということで、町職員が直接担っている事業を民間に下ろしていくというところで、人件費の縮減について、全体的に、総合的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） 臨時といいますか、会計年度任用職員の増については、国の権限移譲等々もあって、事務事業も増えたというようなことで理解はするわけですが。

できるだけ一人二役でも結構ですので、職員のほうに頑張ってもらって、職員を増やさないよというの言い方は悪いかもしれませんが、そういった努力もしていただきたいと思っておりますし、また逆に雇用の場確保のためにも必要な部分もあるというふうには理解しておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

続きまして、県内のラスパイレスの数値を調査したんですけれども、17町村では五ヶ瀬町が一番トップなんですけれども、市町村でもトップであります。五ヶ瀬町が99.7%であります。本町が98.1%ということで、市町村では9位ということであります。

このラスパイレスというのは、国家公務員の給与に対する地方公務員との比較の差であります。国家公務員が100人した場合に、地方公務員がそれに対する何%の給与かというのが数値だろうというふうに思いますが、県内での町村で9位ということであります。ちょうど17か町村でありますので中頃ではありますけれども、これについては、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 工藤議員の御質問にお答えいたします。

職員の給与水準につきましては、当然これまでの組合からの要求、そういったとこにんていていくという中で、そこはできないよということ、また、あるいはその部分については考慮しようというような様々な交渉の中でこのラスになっているわけでございますけれども。

ここについて、県内で断トツ、トップを切っている数値ではないということでございますので、今のところ私としては、これまでの様々な交渉の中で築き上げられた数字でございますので、適正なものではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） 中頃というようなことで、本町の財政力からしても、妥当かなというふうにも思いますし、職員がそれだけ頑張っていたら、それでいいわけですから、ぜひそういったことも職員ともども認識をしておきたいというふうに思っております。

最後になりますけれども、今回のこの行財政改革大綱の作成に当たって、推進委員会というのが開かれたわけですが、ほかにも長期の総合計画とか、介護保険の事業計画、あるいは行政改革が5年ですので、そういった事業計画をされると思いますが。

この大綱を作成に当たっては、公表後にパブリックコメントも頂いたというようなことで公表されておりますけれども、副町長のお話では、パブリックコメントはなかったというようなことでございましたけれども、これまでに毎年度情報公開はしているということではありますが、自分たちも認識不足でありますけれども、この情報公開についてはどのような方法でやっておられたのかをお伺いしたいと思います。副町長、お願いします。

○議長（坂本 弘明議員） 副町長。

○副町長（藤本 昭人副町長） この行革の実施状況についての情報公開というふうな特別には行っておりません。この策定の段階の委員会において、前回の計画についての実施状況の報告という形で行ってきております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） 情報公開はやっていないというようなことではありますが、推進委員会については、これを作成される時だけではなくて、5年間の計画がありますので、その中でやはり毎年度とは言わずでも、5年間のうちにせめて一、二度でも推進委員会を開いて、その情報公開等々はやっていただいて、進捗状況等ともお知らせをしたらというふうに思いますが、副町長、いかがでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 副町長。

○副町長（藤本 昭人副町長） この推進委員会につきましても民間の方から委員さん、わざわざ御出席頂いておりますので、今後につきましては適時進捗状況を報告して、またいろんな御意見を頂きながら進めていきたいというふうに思っております。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） 今後は、ぜひそのようにやっていただきたいというふうに思います。

最近はコロナのほうもかなり収束したわけなんですけれども、今後、コロナ後の経済対策やロシアのウクライナ侵攻、原油高騰等々喫緊の課題は山積しておりますけれども、町長が当初申し上げられましたように、本町は本町として、しっかりと足元を固めていただいて、町民の安心安

全、そして豊かな生活が送れるように行政運営をお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

.....

○議長（坂本 弘明議員） ここで、11時5分まで休憩いたします。

午前10時58分休憩

.....

午前11時05分再開

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、板倉哲男議員の質問を許します。質問席に登壇願います。

○議員（5番 板倉 哲男議員） 5番、板倉です。それでは、通告どおり性的少数者への対応について一般質問をさせていただきたいと思いますが、本日、高千穂小学校6年生の皆さんが傍聴に来てくれておりますので、本題に入る前に少しでも小学生の皆さんに挨拶をしたいと思います。マイクの都合でこっち向きで話しますが、皆さんに向けての挨拶ですので聞いていただければと思います。

皆さんが、自分が住む町の議会に興味を持ってくれたことを大変うれしく思っております。大変ありがとうございます。今日これから私が質問をさせていただきます性的少数者への対応については、皆さんにとっても非常に関わりのある事柄だと思います。ぜひ興味を持って聞いていただきたいと思ひますし、何か分からないことがあれば担任の先生でもいいですし、私でもいいですし質問をして性の多様性についての理解を深めていただければと思ひますので、よろしくお願ひします。

では、本題に入らせていただきます。

近年、LGBTなどの性的少数者に関する事柄を、テレビや新聞などで目にする機会が増えており、性的少数者に対する理解や認識が高まりつつあると言えます。

しかし、性的少数者の方が多くの困難を抱えながら生活していることも事実で、一般社団法人性的指向及び性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会は、「性的指向及び性自認を理由とする私たちが社会で直面する困難のリスト（以下、困難リスト）」として、354の困難事例を発表しています。

性的少数者がどの程度の割合でいるのかについては、さまざまな調査結果があり、その結果に多少のばらつきがありますが、信頼性の高いものとして、2019年に大阪府で行われた「大阪府市民の働き方と暮らしの多様性と共生に関するアンケート」があり、その調査によると、LGBTの人口は、全体の3.6%とのこと。なお、この3.6%以外にも、「決めたくない・決めていない」という人が5.2%いたそう。す。

本町の人口は2022年4月1日現在で1万1,466人であり、3.6%という数字から推測

すると、本町には最低でも約400人ほど性的少数者の方がいると予測ができます。

町民一人一人がお互いに尊重し、性の多様性を認め合う寛容な社会づくりを推進するために、行政や学校が担う役割は大きいと思います。

性的少数者は、そうでないものに比べ、いじめ・不登校・自殺などのリスクが高いことが知られているため、特に学校では配慮ある対応が求められます。

例えば埼玉県が実施した実態調査のアンケートにおいて、「自殺を考えたことがある」と回答した人の割合は、性的少数者以外の方の場合26.8%であるのに対し、性的少数者の方の場合65.8%と非常に高くなっています。

行政や学校において考えられる取組は多くあると思いますが、例えば次のようなものがあると思います。

まずは、職員向けハンドブックの作成です。

自治体により、職員が、性の多様性についての理解を深め、性的少数者の方が生活する上での困りごとを解消・軽減するために、職員向けハンドブックを作成しているところもあります。本町においても、同様のハンドブックを作成してはどうかと思います。

次に、同性パートナーシップ制度です。

現在の日本の法律では、同性婚ができません。しかし、どの性別の人を好きになるのかという性的指向は、近年の研究において、人生の初期か出生前に決定されており、自分の意志で選択するものではないということが分かってきたそうです。

異性同士のカップルであれば問題なく婚姻できるにもかかわらず、自分の意志で選択したわけでもなく、たまたま性的指向が同性であるがために婚姻できないという現状は、当事者の方にとって、とても生きづらい状態だと言えます。

こうした生きづらさを緩和するために、同性パートナーシップ制度に取り組む自治体が増えていきます。同性パートナーシップ制度とは、一定の要件を備えた同性のカップルに対し、パートナーシップ関係を自治体が証明、確認する制度です。令和4年4月1日の時点で全国の208市区町村及び8府県が導入しており、人口カバー率は52.1%となっています。

宮崎県においても、宮崎市、延岡市、日南市、西都市、えびの市、新富町、木城町、門川町、そして今月6月から日向市が導入しており、人口カバー率は66.8%となっています。本町においても、同性パートナーシップ制度を導入してはどうかと思います。

次に、町営住宅の入居についてです。

困難リストの中に、「同性パートナーと公営住宅への入居を申し込もうとしたが、同居親族に当たらないことを理由に拒否された」というものがあります。「高千穂町営住宅の設置及び管理に関する条例」を見てみると、第6条で入居者の資格ついて定めており、「現に同居し、又は同居

しようとする親族があること」とありますが、ただし、「婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む」ともあります。

担当課によると、本町において同性のカップルが町営住宅の入居を申し込んだ事例はまだないとのことですが、今後、そうした事例があった際は、同性パートナーを「婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者である」とし、申し込みを受け付けるべきだと思います。

また、上記の同性パートナーシップ制度を導入したとして、宣誓書などの提出をもって同性パートナーであることの証明としてもよいと思います。

次に、病院における対応です。

同性パートナーの場合、家族とは認められず、パートナーの病状の説明を受けたり、入退院の手続きの際、家族として対応がされないという事例があるそうです。これらについても、上記の同性パートナーシップ制度による宣誓書をもって、家族と同様の対応をすべきだと思います。

次に、児童生徒への啓発についてです。

先述のとおり、性的少数者の方は、いじめ・不登校・自殺などのリスクが高いことが知られています。こうしたリスクを取り除くには、学校現場で性の多様性についての正しい知識を啓発することが重要です。

本町内の学校における、性の多様性についての啓発の事例を、町教育委員会に問い合わせたところ、直近では令和2年に高千穂中学校で講演会を実施した事例があるのみで、そのほかの学校では取り組んでおらず、また、高千穂中学校においても、毎年の取組はないとのことでした。

ある調査（岡山大学の中塚教授らによる調査）によりますと、これは性同一性障害と診断された661人を対象にした調査だそうですが、自分自身の性別の違和に気づいたのは、小学校入学前だという人が52.3%で最も多いそうです。つまり、小学校の早い段階から、性の多様性について理解を深める必要があると思います。

次に、教員への啓発です。

児童生徒へ啓発するには、まずは学校の教員が、性の多様性についての正しい知識を身につける必要があります。

教員を対象にしたあるアンケート調査（宝塚大学の日高教授による調査）では、「同性愛になるか異性愛になるかは本人の選択だと思うか」の問いに対して、「そう思わない」と回答したのは、約25%ほどしかいなかったそうです。先述のとおり、最新の研究では性的指向は人生の初期か出生前に決定されるわけですので、このアンケートの結果が100%であれば、教員全員が正しい理解をしているということになりますが、この調査においては25%ほどだったということです。

教員に対する性の多様性についての研修の本町の状況において、町教育委員会に問い合わせた

ところ、直近では、昨年に上野小・中学校において研修を実施したのみで、他の学校ではしていないとのことでした。町内の全校の教員に対して、性の多様性についての啓発を、する必要がありますと思います。

次に、児童生徒を通じた家族への啓発です。

性的少数者の方の中には、自身が性的少数者であることを、親や兄弟にすら打ち明けられずにいる人も多くいるようです。もし打ち明けた際に、親や兄弟から拒絶されることを恐れているからです。そのため、性の多様性についての啓発は、児童生徒だけではなく、親や兄弟といった家族に対しても必要だと言えます。性の多様性について啓発する内容のチラシなどを作成し、児童生徒を通じて、家族に配布してはどうかと思います。

次に、ジェンダーレス制服についてです。

性的少数者の中で、身体の性と心の性が一致しないトランスジェンダーの場合、中学生の時に直面するのが制服の問題です。身体の性が男性であれば、学ランにズボン、身体の性が女性であればスカートと、性別により異なる制服になっているからです。現在は、女性でも、ズボンを選択することができるようになっていますが、男女で制服に違いがあることには変わりません。

そこで現在、全国的に導入が広がりつつあるのが、男女差があまりない、ジェンダーレスの制服の導入です。もちろん、学校や教育委員会主導での導入は望ましいものではありませんので、生徒に対して性の多様性についての啓発の取組と併せて、制服について、生徒自身に考えもらうのはどうかと思います。

次に、ジャージ登校です。

中学生の性的少数者の中には、ジャージでの登校を希望するケースもあるようです。理由としては、ジャージは男女の違いが少ないことがあげられます。また、性的少数者の生徒の場合、体育などの着替えに抵抗感を感じることもあるそうですが、最初からジャージであれば、体育の授業の前に着替える必要がないため、抵抗感を感じる状況を減らすことができます。これらのことから、希望者についてはジャージでの登校を認めてはどうかと思います。

以上を踏まえ、次の点を町長にお伺いします。

1点目、町職員が性の多様性についての理解を深めるために、ハンドブックなどの作成をしてはいかがでしょうか。

2点目、同性パートナーシップ制度を導入してはいかがでしょうか。

3点目、同性のカップルであっても、「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」であれば、営住宅の入居資格を満たしていると思いますが、いかがお考えでしょうか。

4点目、町立病院において、同性パートナーシップ制度の宣誓書の提示があれば、家族と同様の対応をするべきだと思いますが、いかがお考えでしょうか。

また、以下について、教育長にお伺いします。

5点目、小学校の低学年から性の多様性についての啓発が必要だと思いますが、いかがお考えでしょうか。

6点目、教員についても、性の多様性についての啓発が必要だと思いますが、いかがお考えでしょうか。

7点目、児童生徒の家族についても、性の多様性について啓発するために、チラシなどを作成し、児童生徒を通じて家族に配布してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

8点目、性の多様性についての啓発と併せて、ジェンダーレスの制服の導入について、生徒とともに検討してはいかがでしょうか。

9点目、中学生の希望者については、ジャージ登校を認めてはいかがでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 町長、登壇願います。

○町長（甲斐 宗之町長） それでは、板倉哲男議員の「性的少数者への対応について」の御質問にお答えをいたします。

近年、LGBTまたそれに加え様々に表現されます性的マイノリティ、性的少数者の方々が世界中で同性間の結婚や結婚と同様の権利を認める動きが活発化しております。

日本では、法律上まだこれらの権利は認められていませんが、子供から大人まで、男女を問わず、学校・家庭・職場における性的指向や性自認に対する公表カミングアウトができず不自由な環境下にあったり、差別やいじめ等につながっている問題もあるようです。本町でも、様々な相談事の際にその気配を感じることもあると伺っております。

はじめに、1の「町職員が性の多様性についての理解を深めるために、ハンドブックなどの作成をしては」との御質問であります。これまで、町民の方から具体的な相談や問い合わせはありませんが、今後、職員がLGBTに対する正しい知識や理解を深める必要があると思います。そのために、まず、総務課をはじめとする関係課職員の研修を実施し、ハンドブックの作成などを進めてまいります。

性の多様性については、デリケートな部分が多くあり、誤った理解からいじめや差別につながる危険性もあります。職員をはじめ町民の皆様にも理解を深めていただく必要がございますので、慎重に進めてまいります。

次に、2の「同性パートナーシップ制度を導入しては」とについてですが、日本では、異性の結婚は認められていますが、同性は認められておりません。認められるには、憲法、民法、戸籍法の法改正が必要です。その中で、憲法第94条に記載されています「地方公共団体の権能」で「地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し及び行政を執行する機能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。」とされております。

これにより、同性婚に変わる制度として、パートナーシップ宣誓制度があります。この制度は、自治体に婚姻届ならぬパートナーシップ宣誓書を発行してもらうことにより、婚姻関係に相当する関係性を証明することができる制度です。

県内でも9自治体がこの制度を導入していますが、本町におきましても、関係課と連携を図りながら、また、他の自治体の先進事例を参考にしながら検討してまいります。

次に、3の「同性カップルであっても、事実上婚姻関係と同様の事情にある者であれば、町営住宅の入居資格を満たしているのでは」についてですが、これまで同性カップルの町営住宅入居の申込み事例はございませんが、議員が言われるとおり高千穂町営住宅の設置及び管理に関する条例第6条の括弧書きにある「婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者」に該当すると考えられます。

これまで入居判定を行う場合は、婚姻であれば戸籍で確認をしたり、婚約証明書等で確認をしておりますが、同性カップルの場合、町民の皆様の御理解を得るためには、事実を証明する同様の証明書が必要ではないかと考えます。

本町に同性パートナーシップ制度が導入をされれば証明になり得ると思いますので、町営住宅入居資格についても検討してまいります。

次に、4の「町立病院において、同性パートナーシップ制度の宣誓書の提示があれば、家族と同様の対応をするべきではないか」についてですが、これまで町立病院では同性のパートナーということで、病状説明や入退院手続きなどに制限をした事例はありません。

高千穂町においては独居の高齢者も多く、急な入院手続きなどの際、親族が近くにいない場合は組内の方や友人の方に手続きをお願いするなど柔軟に対応しております。

今回のような同性パートナーへの病状説明や入退院の手続きなどは、個人情報保護の観点から患者御本人の同意があれば同じように対応しますし、本町に同性パートナーシップ制度が導入されれば、家族と同様の対応が取れることになると思います。

私からの答弁は以上でございます。

○議長（坂本 弘明議員） 教育長、登壇願います。

○教育長（戸敷 二郎教育長） では、町長に引き続き「性的少数者への対応について」の板倉哲男議員の御質問にお答えいたします。

まず、5の「小学校の低学年から性の多様性についての啓発が必要ではないか」との御質問ですが、それは確かに大切なことだと認識した上で、その他にも自閉症、LD（学習障害）・ADHD（注意欠如・多動性障害）などの障害や身体的な障害を持った方、難病を患っている方など、配慮を必要とする方々がたくさんいらっしゃいます。そのことも含め、機会を見つけながら、児童生徒への啓発を行っていきたいと考えております。

大切なことは、どのような人でも自分自身を大切にし、自身の個性を伸ばさせるとともに、ほかの人、一人一人を尊重し、助け合うようになることです。そのため、学校では特別の強化、道徳を中心に、教育活動全体を通じて道徳教育を進めたり、人権教育を行ったりしております。

次に、(6)の教員に対する啓発についてですが、先ほど申し上げましたように、児童生徒同様、啓発は必要であると考えております。また、児童生徒への道徳教育や人権教育を推進するために、各学校で人権教育や道徳教育については、毎年研修を行っておりますので、引き続き性の多様性のことも含め、研修を行ってまいりたいと考えております。

次に、(7)の児童生徒の家族についても啓発チラシなどを作成し、児童生徒を通じて家族に配付してはどうかについてですが、各学校、学級では、学校通信や学級通信を出しております。この通信には、学校の取組や授業の様子を紹介しています。先ほどから申し上げていますように、性の多様性だけではなく、様々な人権課題があります。このような人権課題を授業で扱った際には、この通信を活用して紹介すると、単にチラシを配付するより、児童生徒と保護者が家庭で話題にすることができるかと思えます。今後、校長会でも学校通信や学級通信を活用するよう、呼びかけたいと考えております。

次に、(8)の性の多様性についての啓発と併せて、ジェンダーレスの制服の導入について、生徒とともに検討してはどうかについてですが、制服だけではなく校則全般については、全国的に見直しが進んでおります。例えば高千穂中学校では、令和2年度の生徒総会で生徒から見直しの要望があったことをきっかけに検討を行い、女子生徒用のスラックスを取り入れたり、性別による髪型の規定をなくしたりしたところです。

制服については、ジェンダーレス制服だけでなく、統一制服を取り入れる自治体も出てきました。例えば福岡市や延岡市は、市内統一の制服を取り入れました。今後、機会を見つけて、どのような制服が適切なのかについて、生徒だけではなく保護者も含めて意見を伺っていきたいと思います。

次に、(9)の中学生の希望者については、ジャージ登校を認めてはどうかについてですが、先ほども申し上げましたように、社会には性的少数者だけではなく、様々な障害を持たれた方、難病を患っている方など、配慮が必要な方がたくさんいらっしゃいます。学校にも配慮が必要な児童生徒がいます。

このような児童生徒には、できるだけストレスなく学校教育を受け、学校生活を送ることができるよう、適切な対応を行っております。

そのため、御質問にあるようにジャージでの登校を望む生徒がいる場合、学校と保護者、本人で話し合い、より望ましい対応を取っていくこととなります。実際、町内の中学校では、不登校傾向の生徒が制服を着ることができないと訴えたため、ジャージで登校した例もございます。

いずれにいたしましても、一言に性の多様性といいましても、まさしく、その現実は多様であると認識しておりますので、一律の対応をお答えすることはできかねますが、それぞれのケースに併せて真摯に対応してまいりたいと考えております。

そのためには、学校現場においての対応がしっかりとできるよう、教育委員会としましても啓発等には努力してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（5番 板倉 哲男議員） では、再質問をしていきたいと思いますが、その前に少しだけ、私が今回、なぜこの質問をしようと思ったのかについての経緯を簡単に紹介したいと思います。

昨年度になりますけれども、私が個人的に参加した研修会がありまして、その中で、県内でLGBT交流会などをされているレインボービュー宮崎という団体の代表の方の講演を聞く機会がありました。

その中で、性的少数者の方が様々な困難を抱えながら生活をされていることですか、それらの困難の解決のために、行政や教育にできることが様々にあるということ、私もそのとき初めて知りました。

その後、再度、レインボービュー宮崎の代表の方と個人的にお話もさせていただいたわけですが、その中で代表の方から聞いた話を紹介したいと思います。

以前、ある県北地域の中学生の人から、その代表の方に電話で相談があったそうです。その相談内容の一部を紹介させていただきたいと思います。こういう発言があったそうです。「自分が暮らす地域には、同姓パートナーシップの制度もなければ、学校で性の多様性に関する授業もない。自分には居場所がないんだ。早く都会に出ていきたい。」そういった内容の相談だったそうです。

その相談した中学生が高千穂町の生徒かどうかまでは、私は確認していませんし、また、その生徒が高千穂町かどうかということは、特に重要な点ではないのかなと考えております。

重要なことは、こうした生きづらさを抱えながら生活されている方は高千穂町にもいるという前提で、行政、学校に何ができるのかを考えることだと思います。そうした考えで私なりに考えたことを、今回、質問をさせていただいているところです。

前置きが長くなりましたけれども、再質問をしていきたいと思います。

まず、町の職員が性の多様性についての理解を深めるために、ハンドブックなどの作成をしてはどうかという質問に対して、答弁としましては、研修を実施し、ハンドブックの作成などを進めていくという、非常に前向きな答弁をいただいております。

職員研修については、今年の3月に策定されております第2期高千穂町男女共同参画基本計画

の中にも、具体的施策としてLGBTQなどの多様な性に対する相談窓口の充実を図るとともに、役場職員に対する研修の実施を行いますと明確に記載がされています。

ぜひ総務課が中心となって、こうした研修を企画していただければと思いますし、ハンドブックなどの作成もしていただきたいと思います。

ただ、ここで気をつけていただきたいのが、研修をして、座学で参加しただけ、あるいはハンドブックを作成して職員に配付しただけで終わってしまうということが、非常にありがちということなのです。

では、どのような取組をすれば、より実効性の高いものになるのかについて、非常に参考になるのが宮崎市の事例かなと思います。

議長の許可をいただきまして、配付資料を配らせていただいておりますが、1枚目が性的少数者に配慮した様々な行政場面での対応事例集ということで、こちら、宮崎市が作成した資料の一部になっています。表紙と一部のページのコピーとなっています。これは、本当にリアルな行政の窓口における事例集ですので、非常に実効性の高いものとなっているのかなと思っています。

例えば、配付資料の1枚目の裏側のページを見ていただきたいと思いますが、1番上、3の1のところ、性別欄の記入を拒否されたという事例があったということです。そして、その職員が、このアンケート、この資料自体、宮崎市の職員にアンケートを取って、そのアンケートを基に作成した資料だそうですが、そのアンケートを記入した人の対応として、性別欄は空欄のまままで可とした。ただし保険証の表示はどうすることもできず、係長対応で説明をお願いした。こうした事例があったということです。

そして、その下に望まれる対応というものがあまして、やはり、その国や県などが定めている様式もあるでしょうから、なかなかその市町村の意向で性別欄を削除するというのも難しいものもあると思うんですけども、もちろん、その市町村が扱う書類においても、なかなか削除できない、性別欄を削除できないというものもあるわけですが、それが、なぜ必要なのかについて、きちんと説明できるようにしておきましょうということが書かれています。

こうしたことを、こうしたリアルな行政の場面が書かれている事例集を実際に窓口業務をする職員が読むと、自らの業務に直結した新しい気づきを得ることができるのかなと思います。ですので、宮崎市のこうした取組が非常に実効性の高い取組だと考えています。

説明が長くなりましたけれども、一旦、ここで町長にお尋ねしたいと思います。職員向けに性の多様性についての研修ですとか、ハンドブックの作成をする際は、ぜひ、こうした実際の業務を想定したものを実施するべきというのが私の考えですが、町長のお考えについてお聞かせください。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 板倉哲男議員の御質問にお答えをいたします。

答弁で述べましたとおり、高千穂町におきましても、このようなハンドブックを作成する必要があるというふうに思いますし、パートナーシップ宣誓制度、パートナーシップ制度の導入につきましても、これまで他の自治体でも、県内でも9市町村で対応されておりますので、我が町でも対応すべきだなというところは持っておりましたが、まだ実施に至っていないということで、早急に進めていきたいというふうに考えております。

LGBTにつきましては、いろいろな保健センターであるとか、あるいはネットワークセンターであるとか、福祉窓口であるとか、そういったところでは、実際には、私は、実はこういうことなんですというようなカミングアウトをされている方も、中にはいらっしゃるというふうに伺っておりますし、本町においても、そういった方々がいらっしゃるんだということは理解しておりますし、また、その性のあり方というのは多様でもありますし、我々、一般のものからしたら、そんなにいないんじゃないかなと思っている部分もあると思うんですけども、実際にはいないじゃなくて、言えないといった方たちが多くいらっしゃるのではないかとというふうに思っているところです。

そういった方々が高千穂町にもいらっしゃるという前提の下に窓口対応をどうすべきか、そういった方が来たときの対応について、適切な対応が取れるようにということについては、しっかり職員のほうにも、いろんな窓口に来られると思いますんで、そこ辺りをしっかりと周知をし、対応ができるように、知識と、そしてこのような際の対応はこうですよという、確かにいい事例を紹介していただいたと思いますけれども、具体的な業務の中での対応の事例集というのも参考にさせていただきながら、作成していきたいというふうに考えております。前向きに作成を考えたいというふうに思います。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（5番 板倉 哲男議員） ぜひ、進めていただきたいと思います。

先ほどの配付資料の続きを読みたいと思うんですが、1枚目の裏側です。その望まれる対応というところがあるんですが、その下に、御存じでしたかということで、豆知識的な記載もあるんですけども、例えば健康保険証の性別表記について、また、その下に住民票記載事項証明書ですとか、印鑑登録証明書について書かれていまして、内容としては、例えば健康保険証であれば、性別を表ではなく裏に書くこともできますよといったことですか、住民票から性別欄を削除することはできないんですけども、住民票記載事項証明書や印鑑登録証明書からは、性別欄が削除できますよということが書かれています。

私も、こうしたものを見るまで知らなかったんですけども、この性別欄を削除するといつて

も、例えば印鑑登録証明書でしたら、高千穂町印鑑条例を改正する必要なども出てくるので、こうした見直しにもそれなりの手間だったり時間はかかるのかなと思います。

ただ、その性別欄を、こうした書類の性別欄を削除することで、困っている人の困り事を解消できるのであれば、行政としては、ぜひ取り組むべきことかなと思います。

実際に宮崎市では、積極的にその辺り、削除できる性別欄は削除するという取組をされていて、令和4年3月31日の時点で189の文書から性別欄を削除したそうです。

ここで、再度町長にお尋ねしたいと思いますが、町長、町としても、様々な書類を扱っていると思いますが、いま一度見直していただきまして、町の判断で性別欄の削除ができるものについては削除を検討するべきではないかと考えますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 板倉議員の御質問にお答えいたします。

ちょっと、いろいろと事例を見て、研究が必要な部分はあるとは思いますが、法の定めによって、必ず記載が必要ではないというものがあり、そして業務の中で、また日々の町民の方の利用の中で必要がない部分があると判断した場合には削除ということも、今後、パートナーシップ制度導入にあたって、様々な勉強会なり、職員の研修も含めて、また、どのようなことがその中でできるのかについても、しっかり学んでいきたいと思っておりますので、ほかの市町村の事例も参考にしながら、研究を進めたいというふうに思います。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（5番 板倉 哲男議員） ぜひ、町の判断で削除できる性別欄等については、その削除の検討を進めていただきたいというふうに思います。

次に、同姓パートナーシップ制度についての再質問をしたいと思っております。

最初の答弁では、先進事例を参考にしながら検討を進めていくという答弁をいただいております。また、その後の町営住宅についての答弁だったり、病院における対応についての答弁の中にも、同姓パートナーシップ制度があれば、家族と同様の対応も可能になるのではないかとといった答弁もいただいております。

確認の意味で、再度、町長にお尋ねしたいと思っておりますが、町長のお考えとして、同姓パートナーシップ制度を導入するという事でよいのかどうか、お聞かせください。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 板倉議員の御質問にお答えいたします。

答弁で申し上げたとおり、同姓パートナーシップ制度につきましては、導入に向けて様々な研究をしていきたいというふうに思います。

方向性として、町として、高千穂町として、その制度導入に向けて取り組みたいということでございます。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（5番 板倉 哲男議員） ぜひ、取り組んで、実現に向けて取り組んでいただきたいと思っています。

再質問の冒頭に、中学生から相談があったということを紹介したわけですがけれども、やはり、そのパートナーシップ制度があるかないかというところは、非常に大きいのかなと感じております。

やはり、それがないと、自分の居場所がないのかなということにもなりますし、逆にそれがあれば、自分はいてもいいんだという、メッセージにもなるのかなというふうにも考えていますので、ぜひ一日も早く、導入の実現というものをさせていただきたいというふうに思います。

なお、このパートナーシップ制度ですがけれども、法律ではなく自治体ごとで要項を策定して制度化するというケースが多いわけで、自治体ごとによって、その中身が若干異なっているという状況にあるようです。

例えば住所要件なんですけれども、例えばパートナーのどちらか、高千穂町を例に挙げたときの説明をすると、例えばパートナーのどちらか一方が高千穂町に住所がある、もう一方の方は生活の実態は高千穂町だとしても、住民票は高千穂とは、また別のところにいるということもあり得るわけですがけれども、こういったケースでパートナーシップ制度を利用できる自治体もあれば、利用できない自治体もあるようです。

ぜひ、その本町において、パートナーシップ制度の要項をつくる際は、そうした住所要件等について、緩いといいますか、具体的にはパートナーどちらか一方が高千穂町に住所があれば、それでオーケーとする要項をつくっていただきたいというふうに思います。

なぜなら、この婚姻届の場合、そうした住所要件というのがないわけです。2人が別々の自治体に住んでいても、きちんと婚姻届は受理されるということですので、ぜひ、それと同様にパートナーシップ制度においても、住所要件について、どちらか一方が高千穂町にいればオーケーとするものがないと考えております。

この点について町長にお尋ねしますが、先ほど説明したとおり、住所要件についてはあまり厳しくせず、どちらか一方が高千穂町に住所があればそれでいいとするものがないのかなというふうに私は考えていますが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 板倉議員の御質問にお答えいたします。

婚姻届に該当するようないいいますか、それに値するような制度でありますので、住所要件については柔軟に対応してもよいのかなというふうに思っているところでございます。

ただ、住所が町外にある方についての高千穂町でのサービスがどのようにできるかというのは、また少し別問題になるのかなと思いますので、それを他市町村でどのように活用されるかというようなこととか、もし移られた場合ですね。そこあたりについてもなかなか難しい問題があるのかなと思いますけれども、宣誓制度につきましての該当要件としては、住所要件についてはどちらかが一方ということでも問題はないのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（5番 板倉 哲男議員） ぜひそのような方針で進めていただければいいのかなと思います。

次に、町営住宅の入居の件についてですけれども、答弁としても、同性のカップルであっても事実上婚姻関係と同様の事情にある者に該当するという答弁を頂きました。

ただ、答弁にもあったんですけれども、その同性のカップルということをどのように証明するのかというところもありますので、ぜひ、同性パートナーシップ制度の早急な実現というものが望まれるのかなと思います。

次に、病院における対応についても同様ですけれども、やはりパートナーシップ制度があれば問題なく家族としての対応も可能だということですので、そうした意味でもやはり同性パートナーシップ制度の実現というものを一日も早くできればいいのかなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、児童生徒や教員への啓発についての再質問をしたいと思います。

頂いた答弁は、道徳教育や人権教育を毎年しているの、引き続き性の多様性のことも含めて行っていきたいという答弁を頂きました。ぜひ、引き続きしていただきたいと思います。

ただ、最初の職員向けのハンドブックと同様のことなんですけれども、やはり、いかにそれを実効性の高い取組にするのかというところでは工夫が必要かなと思ひまして、配付資料のところに、その2枚目からこちら足立区の事例ですけれども、足立区の教職員向けLGBTマニュアルのその一部を抜粋したものをコピーして配付をさせていただいております。

中身を見ますと、やはり実際の学校現場で起こり得るような事例が書かれております。

また、実際そういう相談を受けたときに、どのように対応をすればいいのかというマニュアルもつけておりますけれども、教員についての啓発にしましても、やはりそういう実効性の高いものにするために、こういう足立区のようなそうしたものを作ることがいいのかなというふうに考えております。

教育長にお尋ねしたいと思いますが、本町においても、こうした足立区のようなマニュアルの作成、実際の教育現場を想定したようなマニュアルの作成が非常にいいのかなと思います。教育長のお考えをお聞かせください。

○議長（坂本 弘明議員） 教育長。

○教育長（戸敷 二郎教育長） 板倉議員の質問にお答えいたします。

私も初めてこの足立区のを、先ほど開会前から読ませていただいております。非常に具体的で、先ほどの職員向けと同じように有効性が高いなというふうに思っています。

一方、これを読みながら感じたのが、LGBTというような言葉が使われるずっと前から、このようなことには現場は対応をしてくれていたなというのも実感しております。特に、御指摘のような体育、水泳、それから修学旅行の入浴時とか、随分前から個別に対応をしてくれています。

このような形で、LGBTというような形で取り組み始めたのはここ数年だと思いますけども、現場は本当はかなり前から対応をしてくれています。ただ、やはり時代は変わっていきますので、それぞれ職員向けの研修、このようなマニュアルがあると徹底ができるし、また確認も取れていくだろうというふうに思いましたので、ぜひ前向きに検討をさせていただきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（5番 板倉 哲男議員） ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思います。

次に、家族への啓発についてですけれども、答弁としましては、学校通信や学級通信を出しているの、学校で人権課題を授業で扱った際は、こうした通信を活用するよう校長会で呼びかけていきたいという答弁でした。ぜひ、そうしたこともしていただきたいというふうに考えております。

これまで町職員への啓発であったり、教職員への啓発、児童生徒への啓発とお伝えしてきたわけですけれども、最終的には町民全体への啓発が必要になるのかなというふうに考えています。その際に、やはり町として使えるものとしては、例えば町の広報紙があるのかなと思いますし、テレビ高千穂というものもあるのかなというふうに思います。

パートナーシップ制度の導入と併せる形でもいいのかなというふうにも思いますが、こうした広報誌ですとかテレビ高千穂を活用した啓発についてもぜひ検討を頂きたいというふうに思います。

その町民向けの啓発というところで非常にいい事例だなと思いましたが、木城町の事例になります。その配付資料にもつけていますけれども、実際はこうしたちょっと小さいサイズのハンドブックとなっております。

こうしたハンドブックを作成して、たしか基本的には全世帯に配付をされたというようなことを聞いたように思います。あるいは、その資料の最後のページになりますが、町内でそういう啓発のための映画上映会、あるいは講演会なども行って、町民向けの啓発に力を入れておられるようです。

ここで、再度町長にお尋ねしたいと思いますけれども、ぜひ、高千穂町においてもこうした住民向けの啓発ができればよいのかなと思います。現時点でということでは構いませんので、町長のお考えがあればお聞かせください。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 板倉議員の御質問にお答えいたします。

確かに木城町のこのハンドブックの例はいい事例だなというふうに思います。

高千穂町としてもパートナーシップ制度導入に向けて前向きに取り組みたいというところは意思表示させていただいておりますけれども、それが出来上がったというところのタイミングで、高千穂町としても職員向けのハンドブックも作成し、また、教育長の答弁によって教職員向けというところも検討されるかもしれないというところがございますので、こういった準備が整った段階でパートナーシップ制度を高千穂町が本格的に導入しますといったそのようなタイミングで、このような印刷物も作って啓発をするということは対応可能なんじゃないかなというふうに思います。

また、パートナーシップ制度について研究する中においては、やはり高千穂町として窓口でそのような対応をやりますよというところの意思表示をするために、例えば窓口にレインボーフラッグを設置するとか、そういった形の取組もできるんじゃないかなというふうに思います。

そして、そのレインボーフラッグは何でしょうかといったところの啓発についても広報紙上でお知らせをするというようなことで、しっかり準備が整ってから一斉に啓発についての冊子も作成するなど、タイミングをうまく合わせて取り組んでいきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（5番 板倉 哲男議員） ぜひ検討を進めていただければというふうに思います。

時間もあまりなくなってきましたので、最後駆け足になりますが、再質問を続けたいと思います。

次に、ジェンダーレス制服についての質問なんですけれども、答弁としてはジェンダーレス制服だけではなくて、統一制服を取り入れている自治体もあるということで、今後どのような制服が適切なのか、生徒だけでなく保護者も含めて意見を伺っていきたいという答弁を頂いております。

統一制服というキーワードも出てきましたが、つまり、高千穂町であれば、今、高千穂と上野とありますが、町内の中学校の制服を全て同じするという意味かと思います。

その背景として、やはり制服のリユースの取組が現在、子育て支援センターを中心にされていますが、高千穂中学校については生徒数が比較的多いですが、上野中は比較的少ない現状にありますので、リユースで集まる制服の数とか種類にも差があるというのが現状かなと思います。そうした意味で、統一制服の検討も非常にいいのかなと思っております。

答弁で、生徒だけでなく保護者も含めて意見を伺っていききたいという答弁でしたけれども、例えばですけれども、中学校に入ってから、入った生徒に聞くよりも、今日ちょうど高千穂小学校6年生の皆さんが傍聴に来られていますが、小学校6年生の皆さんからすれば、来年度に中学生になるわけですので、ぜひ、どういう制服がいいのかという話をするとき、現在小学校6年生の皆さんの意見を聞くということもいいのかなと思ったわけですが、教育長のお考えがあればお聞かせください。

○議長（坂本 弘明議員） 教育長。

○教育長（戸敷 二郎教育長） 板倉議員の御質問にお答えいたします。

中学校入学前から調査をしてはというようなことかというふうに思いますが、当然それはやるべきだろうというふうに思っております。

関連して、まさに昨夜、子育て会議に出ましたとき、あるお母さんから、スラックスが冬の生地しかない、去年の夏はとても大変だったと、夏生地はないのかというようなことがございましたけど、すぐ今朝、校長に電話しまして対応できるかというふうに聞きましたら、制服メーカーとすぐ対応しますということでした。

ですので、ちょうど過渡期にある時期だというふうに思っておりますので、そういったことも改編していきながら、小学生にも事前に調査をするというようなことも取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（坂本 弘明議員） 板倉議員、残り1分ですので、まとめてください。

○議員（5番 板倉 哲男議員） ぜひ、そうした検討を進めていただければと思います。

ジャージ登校についても質問したんですが、ジャージ登校については既に認めている実績もあるということですので、今後も引き続き希望者については対応頂ければいいのかなというふうに思います。

再質問の最初に、ある中学生の発言ということで、自分には居場所がないと、早い都会に出たいという中学生の言葉を紹介しましたが、私としては直接聞いたわけではありませんが、高千穂町にもやはり同じような思いを抱きながら暮らしておられる人は、中学生に限らず、今の

大人であってもおられるのかなというふうに思います。

この言葉を私たちは真剣に受け止め、多様な性を尊重する社会にしていく必要があると思いますし、行政、学校がその先頭に立つ必要があるのかなというふうに考えています。

「自分には居場所がない、早く都会に出たい」という言葉が、高千穂町まち・ひと・しごと創生総合戦略にあるような「高千穂に住んでよかった」という言葉に変わる日が一日でも早く来ることを目指して、執行部の皆さんには取り組んでいただきたいと思います。

以上で、終わります。

.....

○議長（坂本 弘明議員） ここで、午後1時まで休憩します。

午後0時06分休憩

.....

午後1時10分再開

○議長（坂本 弘明議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、磯貝助夫議員の質問を許します。質問席に登壇願います。

○議員（6番 磯貝 助夫議員） 議席番号6番、磯貝助夫です。通告に従いまして、質問のほうを行います。件名につきましては、施設の有効活用について。

質問の要旨、昨年度、高千穂の湯が閉館し、その施設について町内外の企業への呼びかけや、今後の運用について検討してきましたが、いまだに方針は示されていない状況であります。

また、前商工会跡地及び施設の運用はどうするのか。

真名井オフィスの1階に商工会が移転し、3階にはIT企業も入ってきましたが、2階のギャラリーの管理運営はどうなっているのかなど、不明な点があり、早期に施設の有効な活用法を検討し、町民や観光客など、利用可能な施設として運用する必要があるのではないかと考えます。

以上のことを踏まえて町長に伺います。

1つ、旧高千穂の湯施設の運用はどうするのか。

2つ目に、商工会跡施設の運用はどうするのか。

3つ目に、真名井オフィス2階のギャラリーは有効に活用しているのか。

以上、3点につきまして伺います。

○議長（坂本 弘明議員） 町長、登壇願います。

○町長（甲斐 宗之町長） それでは、磯貝助夫議員の施設の有効活用についての御質問にお答えいたします。

初めに、1の旧高千穂の湯の施設運用をどうするのかについての御質問ですが、令和2年9月3日の記者発表において、公衆浴場の町民開放を運営条件として、町内事業者へ利活用の公募を

するという方針を立て、公募行ったところ、4事業者より応募がございました。令和2年11月に事業者と見学会、個別協議などを行いました。運営していただける事業者の方はございませんでした。

その後、令和3年5月に町外事業者に対して公募を行ったところ、2つの事業者から応募がございました。しかしながら、2事業者とも施設見学会前に辞退をされ、民間事業者による運営はかないませんでした。

これらを受けて、令和3年8月から高千穂町公共施設等総合管理計画に沿って、集約化、複合化などの検討が必要な子育て支援センターや老人福祉館などの公共施設を中心に庁舎内職員で利活用についての協議を再開いたしました。

旧高千穂の湯で、使用しない浴場や機械室を除却する場合や水道管・電気設備を改修して利活用する場合の費用対効果、高千穂の湯全体を除却して新たに複合施設を整備する場合の費用対効果などの検証を行う必要があり、さらに専門家のアドバイスをいただきながら検討を進めておりました。

この検討を進めていたところ、赤字となった公共施設の再建に実績のある埼玉県温泉道場株式会社から旧高千穂の湯の施設を見せてほしいとの依頼を受け、今年4月に施設を案内いたしました。旧高千穂の湯を公衆浴場として単体で活用しても採算は取れず、高単価の宿泊施設として福祉ゾーンにトレーラーハウスを複数台導入するなど、一体的な開発ができれば採算ベースに乗る可能性も示されましたが、投資する金額が数億円と高額と見込まれ、本町としましては、事業の優先順位などを考慮し、実現は難しいと判断したところであります。

今後も、さらに公共施設の集約化、複合化などの検討を進めてまいります。

次に、2の商工会跡施設の運用はどうするのかについてですが、耐震構造ではないことから、改築工事等による利活用は困難であることが判明しております。

今年3月、議員の皆様へ御説明いたしました、立地適正化計画を今年度当初に公表いたしました。この計画により現在建設課で進めております三田井地区まちづくり事業の2期目、都市構造再編集集中支援事業を活用し、施設の解体費用からその後の整備まで国の支援を受けることが可能となりましたので、三田井地区まちづくり協議会やワークショップでの検討を進め、地域の方々と合意形成を図りながら、今年度から具体的な事業に取りかかる予定であります。

次に、3の真名井オフィス2階のギャラリーは有効に活用しているのかについてですが、本年度より施設の管理業務を財政課から企画観光課へ移管し、真名井オフィスの1階フロア及び2階ギャラリーを商工会に貸与しており、3回は高千穂ITセンターとして民間企業に貸与しております。

2階ギャラリー部分の絵画等の展示品は教育福祉委員会で所管しておりますが、フロアは商

工会に貸与することにより施設の管理や利用の管理をお願いしている状況であります。現在、商工会の会議などで利用しておりますが、今後は、作品展示などのイベントなどを含め、効果的な施設の利活用についてさらに検討してまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（坂本 弘明議員） 磯貝助夫議員。

○議員（6番 磯貝 助夫議員） 答弁をいただきました。今回の私の質問については、現在使用されていない施設の利活用や運営をどうするのか、現状と町としての方向性というのを町長のほうに御質問させていただいたと。今後本当にどうするのか、あるいは、その方向性は決まっているのか決まっていないのか、これが今町の問題として残っているものなのか、これはもう物事推進していったって、解決できるものであるというのかで私の質問内容も変わってこようかと思えます。これが問題として残っているのであれば、今日は3つの施設についての質問でありますけども、町の公の施設というのは数多くあります。その中でまだはっきり言って利活用できていないものもございます。この問題を残して次の今年度からまた新たな事業を展開していくわけですけども、まちづくり公社なり、引続き鉄道公園化なり病院の統合なり、そういった事業を進めていいものかというところの疑問もございます。問題がなければ何の問題もないんです。問題が山積すればするほど前に進まなくなるんじゃないか、前に進んでいたら、その問題が後になって障害になるんじゃないかといったところを考えて今回この質問をさせていただきました。では、早速再質問させていただきます。

1つ目の旧高千穂の湯の施設運用はどうするのか。高千穂の湯につきましては、平成10年4月にオープンいたしまして、23年間営業し、昨年3月に閉館ということであります。閉館して今年と3か月が経過いたしました。答弁にもありましたように、当初は町内外の企業、事業者に対して再利用、再活用していただけないかということで、何社か来られて検証したみたいですけども、全てが辞退ということであります。その辞退を受けて、では方向転換して、その施設の再利用というところで考えられているように考えております。施設の整備を視野に入れ、費用対効果も検証すると、併せて公共施設の集約化、複合化など検討を進めていくと考えていたところに、また、埼玉県温泉道場株式会社というところが来て、また利活用の話に戻りまして、またそれもとん挫しまして、結局はまた元の町民の健康、福祉、教育などの施設に造ろうかというところになっているんだと思います。そこで、町長にお伺いします。

町長が当初高千穂の湯が閉館するときどういう活用をされるんですかと聞いたときに、町民の健康、あるいは福祉、教育などの施設に、そういった施設に活用していきたいということを述べられたと思うんですが、現時点で町長は今どうお考えでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 磯貝議員の御質問にお答えをいたします。

健康、福祉、また教育などの施設に利活用したいということは申し上げたとおりでございますが、その後、様々な検討を行ってまいりましたが、例えば、老人福祉館、社会福祉協議会について、あそこの施設どうでしょうということも御提案をしましたがけれども、現在の施設よりもあそこに移ったほうが運営経費が非常にかかるということ、そして、事務所スペースとして利活用するには、やはり改築といいますか、間仕切りの設置であったり、そういったところのお金がかかるといった問題もあり、社会福祉協議会としては、今のところのほうがいいですよというような、そのような回答を得たところでございます。

また、図書館等につきましてもどうでしょうかということで、これは役場内の話ですけれども、協議をしましたがけれども、やはりちょっと市街地から遠すぎるんじゃないかなというところ、子供たちが歩いていくには遠すぎるんじゃないかなというような意見もあり、これもなかなか難しいなと。できることであれば、市街地に近いところに図書館は建て替え等が検討できないかという構想もうっすら持っているところでございます。

子育て支援センターにつきましては、施設の老朽化もありますので、一旦移るということも可能かなと思っているんですけども、何しろあの施設につきましては、臨時的にオープンさせようということであっても、目に見えないところに漏水があるということが今わかっておりまして、また電気施設につきましても、漏電の可能性があるというようなところもあり、また、同じ施設内に高千穂の湯とあるいは今給食センターで利用している建物等がございますけれども、電源を分けて管理するということが九電の契約上、同じ施設内に町有の施設が2つある場合、分けては処理ができませんというようなこともあって、基本料が非常にかかるといったこともあって、そこを単体で活用しようと思えばかなり電気代がかかってしますと。契約は変更しているんですけども、それでもかかるというようなことがありまして、いろいろ考えてはみましたがけれども、なかなか有効活用が難しいなということで考えておりますので、答弁でも一部述べておりますけれども、施設の一部解体による縮小化、あるいは複合施設として本格的に使用するのであれば、かなりのお金も必要だということを考えましたときには、いっそのこと建て替えて小規模な施設にしたほうが効率的でよく機能する施設になるんじゃないかということも考えているところでございまして、引き続きの検討が必要ですよということですが、早めに答えを出したいというふうに思っているところであります。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 磯貝助夫議員。

○議員（6番 磯貝 助夫議員） 今、町長のほうも、試行錯誤しながら何とか利活用という方向で見出していこうと、努力されているのがわかりました。ただ、そこにもし子育て支援センター、

あるいは老人福祉会館や図書館、集約して総合的に運用しようかとなった場合、今度は、今入っている子育て支援センター、図書館、あるいは老人福祉館が今度空くわけですね。また新たな問題がそこに出てくると。じゃあ、これをどうしようか、そういうところどうお考えでしょうか、町長。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 公共施設につきましては、いずれの施設も老朽化が進んでいるというところで、高千穂の湯については、それに比べれば、ほかの施設に比べればまだ新しいわけでありますけれども、やはり子育て支援センターについても、雨漏りの問題であるとか、旧商工会跡地もそうですけれども、耐震の問題とかありまして、そこらあたりについては、計画的に除却を進めるということで考えたいというふうに思っております。計画的に施設の整理統合、あるいは場合によっては、新築によって統合していくということも考えたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 磯貝助夫議員。

○議員（6番 磯貝 助夫議員） 要するに、箱物というか、そういうものが高千穂町が管理する建物がたくさんあって、時間がたてばたつほどどんどん老朽化して、また新たなものに建て替えるか、あるいは、新たな施設をまたつくるか、で残ったものをどうするか、そこまでやっぱり考えながら、箱物って造っていくべきであって、責任というのがそれぞれ発生するんじゃないかというふうに感じております。これにつきましては、本当に町長もまだ、今、方向性というのが定まっていない状況で難しいと言われました。早急にこれについては改善していただきたいと思えます。実は、昨日、ちょっと高千穂の湯のほう、ぐるりと見させてもらいました。そしたら、入り口に無人販売をやっておられる方々がおられるんですが、まだあそこに花とか、野菜とか置いておられます。誰も来ないんですけども、来てもバスのバス停ということで買われる方がいるかわからないんですけども、皆さん見たことあるかどうかわかりませんが、高千穂の湯の中、2階に全て合わせると100畳ほどの畳の部屋が、30畳、25畳、20畳、20畳といった形で部屋があります。また、ステージも備えつけてあります。この時期多分ずっと閉めていたら、梅雨時期です。下手すると100枚の畳がかびている可能性もあると思えます。この畳1枚も町の財産です。それを放置している状況ではないかと感じるんですが、今、維持管理についてはどのように行っていますか。これは、企画観光課長でよろしいですか。

○議長（坂本 弘明議員） 企画観光課長。

○企画観光課長（安在 浩課長） 磯貝議員の御質問にお答えいたします。

旧高千穂の湯の維持管理につきましては、温水プールの清掃されている2名の方に週1回ですので、月に4回から5回、男女浴室以外の1階、2階のフロアや廊下、部屋などを清掃と換気を

していただいております。ですので、男女浴室以外は使用できる状況となっております。使用実績としましては、県の無料PCR検査場として、2階の和室を一番広いところを今年の2月26日、27日、そして、4月の25日、26日に使用しております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 磯貝助夫議員。

○議員（6番 磯貝 助夫議員） できれば、町民の方にも何かちょっとした集まりで使うとか、催し物をしたいんでということで、使わせてもらえるような、ただ施設を眠らすだけじゃなくて、少しでも活用、次のものに使う、決定するまで柔軟に対応していただいて、利用可能な施設としていただきたいなというふうに感じます。高千穂の湯につきましては、厳しいが、これから早急に検討するというので返答いただきましたので、終わります。

次に、商工会の跡地の利用、あと施設の運用はどうするのかという質問に移らせていただきます。これ、当初、実際に商工会館という名前があるみたいですけども、結論として、答弁を聞く限り、利活用は難しいということだと思えます。この建物が建てられて53年が経過しております。当初、商工会館につきましては、1971年、昭和41年に設立をされて、旧専売公社が入っておりました。専売公社が出て、ちょっと経って、2002年、平成14年から高千穂駅近くにあった商工会が移ってきて、入っていたということです。その後は、今の真名井オフィスのほうに移動したというふうな経緯がございます。

ここもちょっと見に行っただんですけども、町長にお尋ねします。この建物の周り、草は生え放題で、壁はカビが生えて、大変みすぼらしい状況にあります。近隣住民の方にもちょっと話を聞いたところ、もうこれ解体するっちゃがねという皆さん認識でおられます。中には、またこの建物何か利用できんとと、中学生が送り迎えを、御父兄の方の送り迎えのために集まる場でもあります。暑い日も寒い日も、雨の日も、がまだせ市場の駐車場脇で子供たちが待っているような状況、あの建物、手前の部分だけでも開けてやればいいとにといったような声もございました。町長、これは答弁からすると解体というふうに受け取ったんですが、お考えどうでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 磯貝議員の御質問にお答えいたします。

あそこの施設につきましては、商工会にも移っていただきましたが、老朽化が進んでいるということと、雨漏り等の問題もあるということで、商工会があそこに事務所として使っていたときに、町として大規模改修をしてくれないかというお話もありましたが、老朽化の問題と、あと新たな建物の利活用が可能性があるというところで改修はしないというところで移っていただいたという経緯でございます。磯貝議員のお話にありましており、50年以上経過しているということからして、あそこの施設について、補強など、改修をして、利活用するという事はなかなか

か難しいかなというふうに考えているところでございます。そういったことを考えたときに、三田井地区のまちづくり事業の中のワークショップ等で三田井地区の皆さんに検討していただいて、有効に活用するというを考えておりますけれども、基本的にいろいろ今まで話した中では、公園、あるいは販売のできるような場所、憩いの場といった、そういった利活用を撤去した上で行うというような方向性になるのかなと、今のところ考えております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 磯貝助夫議員。

○議員（6番 磯貝 助夫議員） 町長としては、どちらかという解体するという方向で考えているということではよろしいかと思いますが、あと、解体にしても利活用にしても、あるいは今後の利用についても、まちづくり協議会、三田井地区のまちづくり協議会とともに考えて決めていくというところが考えられますけれども、建設課長にお伺いします。現在の三田井地区のまちづくり協議会の会員の皆さんはどのようなメンバーでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 建設課長。

○建設課長（甲斐 徹課長） 磯貝議員の御質問にお答えします。

現在、三田井地区のまちづくり協議会のメンバーの皆さんは、地元の公民館長さん、また商工会関係の比較的若い方、そういう代表の方を選んで、約17名ほどで構成されております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 磯貝助夫議員。

○議員（6番 磯貝 助夫議員） 私も参加させてもらったりしてるんですけども、やっぱりメンバーを見ると、ちょっと公民館長だから行かにやいかんな、参加せにやいかんなとかいう方もおられるし、役をしちよるから行かにやいかんとか。なかなか若い人っていうのは、青年部の方とかもおられるということでたまに若い方も来られるけど、実際は高齢な方が多いと。これをまちづくり協議会で検討していても、なかなか新しいアイデアとか意見とかってのは出てこないんじゃないかと。あるいは、これからその施設を使うのは今の子供たちであり、これから高千穂を支える若者たちだと思います。そういう方々がこういうのに積極的に参加できる環境と、そういう方の意見を主張したあるいは町が先導して行って、自分たちでつくったという、そういう思い出なりが残ってくることが一つ大きな、人口減少にもあれするんですけど、町で暮らそうという一つのアイデアにもなるのかなというふうに思います。そういうところも、今後考えていただきたいと思います。

あともう一つ、今、この商工会館が利用されてるのは御存じでしょうか。ある方が利用してるんですけども、町長、それは御存じですか。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 鬼八の蔵につきまして、収納スペースとか、改修に当たりましての一時仮置場としての利活用もしていたというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 磯貝助夫議員。

○議員（6番 磯貝 助夫議員） 今、町長が言われたとおりであります。鬼八の蔵、改装中ということで、建物の奥のほうに前の会議室があったんですけども、そこいっぱい、今、荷物を詰め込んでる状況であります。従業員の方に聞いたら、できれば営業開始後も使わせてもらいたいなという意見を述べられておりました。要は、物置場がないあるいは自分たちの控え室がない、会議するにも会議するような場所もないっていうことで、使わせてもらえたらなというようなことを言っておられました。

あとは、先ほど、最初に言いましたように、住民の方から、子供たちの待機場所として利用できないのかなっていう、利用するんであればそういうのがあるんじゃないかということ言われました。

あと、私も実際は、建物をずっと見た限り、解体して新たなことにチャレンジするべきだというふうに感じました。町長が先ほど言いましたように、解体して、更地にして、また新たな何か造って皆さんが集まる、観光客だったり、人の集まる場所にすればいいんじゃないかということで、私も同じような意見を持っておりまして、あそこに、解体して更地にして、コンテナハウス。どっかで研修した覚えがあるんですけども、コンテナハウスを何棟か置いて、新たに起業を試みる人たちに貸して、そこで人を集める。あるいは、その一角に鬼八の蔵の倉庫として貸し出すあるいは子供たちの待機所として利用する。あるいは、せっかくまちづくり公社で鬼八の蔵を盛り上げるんであれば観光客も寄るでしょうし、鬼八の蔵に寄ったついでに、そのプレハブハウスで起業してる人たちも潤うといったような連携した施設を造るのもいいのではないかなというふうに私個人で思ってるんですけど、町長はそういうところ、どうお考えでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 若い世代がチャレンジショップ的な感じで店舗的な営業をしたりあるいは事務所として利活用したりということは可能性としてはあるかなというふうには思いますが、最終的にはまちづくり事業のワークショップ等での意見を今は一番重要視して考えたいというふうに思ってるところでございます。

鬼八の蔵等が、今、現状の施設の中で一部でも利活用したいということであれば、施設が解体ということになる間については、それ相応の使用料も取るということも考えられるのかなというふうに思いますし、子供たちの待合というところについても、高千穂中学校が移転ということになればあそこでの待合というのはなくなるかもしれませんが、当面の間、どうしてもということ

で要望が多い場合には、その一部分——ちょっと施設をあまりお金をかけて改修ということはなかなか現実的には難しいかなと思うんですけども、雨よけ的に、そこで学習をすると、勉強しながら待つってようなスペースとして利活用するということは可能性としてあるのではないかなと思います。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 磯貝助夫議員。

○議員（6番 磯貝 助夫議員） 今回、国からのお金の支援が可能になったというような答弁があったんですけども、これについては建て替えまでを含む支援ということではよろしいのでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 建設課長。

○建設課長（甲斐 徹課長） 今の御質問ですけれども、立地適正化計画で行う都市計画関連事業としましては、除却を考えております。また、ワークショップ等で再度建物を建て替えることになれば、施設としては、事業の性格上、複合施設みたいな機能を複数持った施設を建てるような事業になるかと思っておりますので、補助事業に乗らない場合もあると考えております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 磯貝助夫議員。

○議員（6番 磯貝 助夫議員） 私、答弁を聞いたとき、施設の解体費用からその後の整備まで国が支援をしてくれるということで理解したもんですから。それはもう、整備というのがどこまでのことか。解体して更地にするまでが整備なのか、その後に何か造るなり、そこまでを整備とするのかということで、これは解体して更地にするまでという認識でよろしいですか。

○議長（坂本 弘明議員） 建設課長。

○建設課長（甲斐 徹課長） 解体するのは補助に乗るということですがけれども、その後の整備は、先ほど町長の話にもありましたように、公園的なもの、休憩所、憩いの広場、また出店のできるようなスペース整備というような、箱物を伴わないものというふうに今のところ考えております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 磯貝助夫議員。

○議員（6番 磯貝 助夫議員） 箱物を伴わないものというのは、どういうものがあるでしょう。

○議長（坂本 弘明議員） 建設課長。

○建設課長（甲斐 徹課長） 先ほど申しましたように、休憩所、出店のできるスペース整備、公園的なものまでかなというふうに、具体的にはちょっともう少し読み込まないと分かりませんが、今イメージしてるのはそういうものでございます。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 磯貝助夫議員。

○議員（6番 磯貝 助夫議員） 更地にして、そういう休憩所的なものとかではなくて、やっぱり皆さんが集まる、有効的に使えるような施設というのを考えていただきたいし、その予算なりどっからかやっぱり探してきていただいてももらいたいなという、努力をしていただきたいなというふうに感じました。

あと、話は戻りますけども、まちづくり協議会のメンバーもやっぱりまた考え直す必要もあるし、そういうものを建てるのであれば、本当に若い人たちの意見をしっかりと反映させたところであるいはそういう人たちが参加できる環境とそういう人たちが参加したくなるような町の施策、そういうのをしっかりやってもらって、もうおじさんたちに決めさせるんじゃなくて、若い子供たちあるいは若い人たちに決めて、責任持って、大きくなってあるいは大人になって利用してもらおうというようなところに持って行っていただきたいなというふうに思っております。また、これについても、早急に方向性っていうのを決めて進めていただきたい、問題解決をしていただきたいというふうに感じます。

2つ目については以上です。

最後になりますけども、3つ目で、真名井オフィス2階のギャラリーは有効に活用しているのかについて質問させていただきます。

ギャラリーが、ギャラリーとして造って、もう4年が経過したと思います。

町長にお伺いします。ギャラリー、一度でも何か運用いたしましたか、ギャラリーとして。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 御質問にお答えいたします。

ギャラリーとして利活用したと、町民の皆さんに開放して見ていただく機会を設けたということについては、まだ行っていないというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 磯貝助夫議員。

○議員（6番 磯貝 助夫議員） もう結論から言います。もうギャラリー、要らないんじゃないでしょうか。もう4年放置してる状態です。当初、これ、ギャラリーを立ち上げるよといったとき、私も質問はさせていただきました。ちょっと町長の趣味ですかっていうようなことを言ってしまったら、副町長からかなりお叱りを受けたのを覚えております。それが4年たっても何もしてないって、やっぱりそういう状況じゃないのかとしか、私は今、思えない状況です。

また、ギャラリーができて、前町長の恩師である方から、絵画を10枚ほど寄贈していただいと。それを一度もまだ町民の皆さんに披露してないし、展示してみてもはまたしまって、束ね

てあるとあっていうような状況です。

油絵ってというのは、温度だったり湿度だったりあるいは光だったり、あるいは、あれ、裏はきれですから虫が食ったりということで、大変管理が大変なものだと思ってます。そういう寄贈されたものに対する気持ちっていうんですかね。大変、私は失礼なことだと感じます。

毎日あるいは週に1回でも、絵画の点検して、異状なし、異状なしっていうようなところで、見に行ったりとか誰かしてるんでしょうか。これは、誰、管理状況については。観光課長ですか。財産ですから、財政課長。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 私がお答えをいたします。

町として、定期的に絵画を見に行ってるという状況ではないというふうに思います。商工会の会議室、2階は会議室として利活用しておりますけれども、基本的には周辺に絵がかけてある状況のままございまして、どっか1か所にまとめて積み上げてあるという状況ではございません。会議があるときもあるいは商工会のいろいろな、例えば子供たちに町に飾る小旗を描いてもらって表彰したりというようなこともありますけれども、あのような式典の際にも絵はかけたままの状態であるということでございます。

先生に対しても——（イシイ）先生ですけれども——どこかで式典といったこともすることによって、絵画を提供していただいたお気持ちに報いたいというところは考えておりましたが、コロナの中でなかなか、もうあつという間に2年以上経過しております。どこかでの時点で、開放して見ていただくというようなこと、それと、誰があそこのそういった方が来たときの出入りを管理するのかというところがちょっと課題のまま来ておりますが、今後、また商工会とも、あと3階のITセンターに今度は今2社入ってる状況になっておりますけれども、そこらあたりの連携がどう図れるかということについても協議を進めたいと考えております。

あそこをギャラリーとして本当にずっと長期的にやっていくのかということについては、磯谷議員もどうなんだろうというお気持ちが感じられましたけれども、前町長の施策の中で行われたわけでありまして、実際、ギャラリーとして利活用するということでお金をかけているということがございます。そこを利活用はもうしませんということがなかなか言えない状況もあるのかなと思いますが、私の気持ちとしては、もうちょっと駐車場も広くて、お客様が立ち寄りやすいようなギャラリースペースっていうのを何かしらの形で工夫して、移していくということも考えるべきことなのではないかと。商工会が事務所として入ってる中において、あそこに車が入ってくると、やっぱり商工会に用の方かなっていうふうに思ったりもすると思うんです。それに、車の台数も限られますし、入る方ですね。もうちょっと広々したギャラリーらしいスペースを新たに開設するあるいは一部利活用できるものは利活用するということ考えていなという

ふうに思っているとでございます。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 磯貝助夫議員。

○議員（6番 磯貝 助夫議員） あの絵を毎日可能性があるのは、商工会の方とIT企業の方だけだと思います。聞くところによると、1枚が下手すると何百万というところでありますので、何千万というものになるのかなと思います。これを町がもし買い上げて、何千万を出してるんだったら、また管理方法も変わってたんじゃないかというふうに思います。寄贈されて、その価値観も分からないで、ただ絵が置いてあると、絵をもらったよというだけであるので、多分、防犯カメラの設置もないでしょうし、施錠もないでしょうし、日々の点検もないでしょうし、盗難にいつ遭ったかも多分分からないでしょうし、盗難に遭ったことがどんだけの重大なことなのかっていうのも分からないだろうし、そういうこと、悪いことの繰り返しになろうかと思います。

私、さっき、もうギャラリー、そこやめたほうがいいんじゃないのと。利点としては、もう商工会とIT企業があそこを会議場として堂々と使える。その代わり、使用料ってのはちゃんと支払っていただくというところで、そうしたら、商工会もIT企業も、管理してくださいと言われてたら、ああ、分かりました、管理しますわと。何で私たちが今の状況で、絵も管理して、盗難に遭ったとき、何で私たちが責任を負うような形になるの、そんな疑問もあろうかと思います。

これは私の考えですけども、今のギャラリーを移転しましょうというところでいいのかなと。中央公民館が図書館もありますけども、図書を管理している施設っていうことは、紙媒体とかの長期保存等も可能な環境にあると。であれば、絵も長期保存も可能だし、常にあそこには勤務員がいるし、特別に今から管理、勤務をする人を増やす必要もない。あるいは、コミュニティセンター、あそこにも勤務員が常におります。ああいうところの一角、会議室を1つ減らしてでも、ギャラリーとしてやる。何よりの利点は、駐車場が広いということです。だから、展示場として今のところよりも必ずいいんで、あそこのギャラリーは、ギャラリーを移動しますという形で町民にちょっと訴えていけばいいのかなと。その代わり、その場所は、今よりも絶対利活用はできるはずです。そう思いますけど、町長、いかがでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 磯谷議員の御質問にお答えいたします。

先ほど、私も申し上げましたとおり、実際にあそこをギャラリーとして整備しますということでお金をかけてしまっているということでございますので、そこを何も利活用しないというわけにもいかないなというふうに思っているところでございますが。絵をかけるための壁といいますか、新たに設置した部分でございますが、あと、絵をかけるフック等も設置がございまして、そこらあたり、利活用できるところが利活用しつつ、移転をするということが、町議会の皆様方に御理解

を頂けるのであれば、そのようなことを考えたいというふうに思っているとでございます。

やはりあそこは、どうしても駐車場の関係とかで、スペース、多くの皆さんが来ていただけるような状況にはないかなと。高千穂小学校の駐車場に止めさせていただくということが可能であれば、歩いて下りてくるということは可能だと思いますけれども。

そこらあたりについて、もうお金をかけてるんだから絶対に有効活用してくれということで、町議会の皆様方の気持ちがそうであればそれに応えなければならないし、場合によっては移転してもいいんじゃないのということで御理解が得られるんであったら、その方向で検討を進めるといことも私は考えてもいいのかなというふうに思っているとでございます。

ギャラリーとして利活用するということについては、先生から寄贈頂いてる絵だけでなく、子供たちあるいは老人クラブ、さんさんクラブ等の作品展であるとか、障害者の皆さんの手がけられた絵とか、そういった部分も今から展示していくような形で利活用ができないものかなということでは検討はしておりますので、そこらあたりの試みについても、今度また教育委員会、また庁舎内で検討も進めながら、移転ということも御理解が頂けるのであればそれも視野に、現状のまま利活用するというのであれば、永久的にというわけではないけれども、せっかくのスペースは可能であれば少しでも有効活用できないかということについて、引き続き検討したいと思います。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 磯貝助夫議員。

○議員（6番 磯貝 助夫議員） 今ある絵の存在もあるんですけども、あれをもし潰してしまったら、絵をどこに今度は置くのになってきたりもするし、町長が初めから言いますように、お金をかけた経緯もあると、それを簡単にはそう移せないよという部分もあろうかと思いますが、私は今提案したような場所もありますので、そういうところもちょっと念頭に置いていただいて今後検討いただいて、本当に活用できる、有効な活用方法っていうのを、建物それぞれのもの、検討していただけたらいいなと思います。もうちょっとすると、小学校、中学校なんかも夏休みになります。夏休みの宿題で絵を描いてきてくださいっていうのも多分あると思います。ああいうのを、子供たちの絵を展示する場所としても有効な場所になればな。そうなるとなお、御父兄の方々が来れば、来たはいいけど駐車場がないよと。小学校の展示物であれば、学校も協力して止めさせてもらえるかもしれませんけども、一般の絵画展だったりすれば、それはないと思います。だから、そういうところも総合的に判断していただいて、ギャラリーを立ち上げた経緯もいろいろあるかと思いますが、やはり町民が活用しやすいあるいは利用しやすい、見に来やすい、そういう利便性もしっかり考えて今後検討していただいて、ぜひ改善していただきますよう、よろしく願いいたします。

最後になりますけども、今回、3つの施設の利用について質問をさせていただきました。このほかにもまだまだ多くの施設の利活用が必要な部分がありますが、時間等もありますので、今回はこの3つを選んで質問させていただいたところがございます。3つとも、まだまだ方向性、方針、決められない状況であります。ぜひとも、一つ一つをこれ問題として私は今受け止めたんですが、解決をして、方向性を決めて、次の事業、新たな事業に取り組んでいただきたいというふうに思います。

建物っていうのは、寝かせれば寝かせるほど、もう老朽化も進んでいくわけです。寝かせてよくなるのは焼酎とかワインぐらいのもんで、こういうところも考えて、早急な対応をよろしくお願いいたしまして一般質問を終わらせていただきます。

以上です。

.....

○議長（坂本 弘明議員） ここで、午後2時10分まで休憩いたします。

午後1時57分休憩

.....

午後2時08分再開

○議長（坂本 弘明議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、本願和茂議員の質問を許します。質問席に登壇願います。

○議員（7番 本願 和茂議員） 議席番号7番、本願和茂。通告いたしました通告に従いまして、一般質問のほう始めたいと思います。件名については、投資的経費の事業委託料(量)推移と効果検証についてであります。

3月の第1回定例会において、令和4年度一般会計予算、歳入歳出86億800万円と、6つの特別会計予算、2つの事業会計予算を可決し、新年度がスタートしました。

町長のマニフェスト達成に向けた施策や事業が、多数予算組みされており、それらの事業に全力で取り組む姿勢と、2期目につなげるという思いは昨年の私の一般質問と、前定例会の一般質問でも述べられております。

コロナ禍で思い描く町政運営・かじ取りができなかったことは否めない事実であり、これからは大胆な施策で攻めに転じ、町民が安心して暮らせる日常を取り戻すことが、最重要課題になるかと思っております。

予算・決算委員会をはじめ、様々な議論の中で、ここ数年の事業委託料(量)が多いことが着目され指摘を受けていることは、町長にも伝わっているかと思っております。

特に新たな事業を推進する部署や分野では、投資的経費の事業委託料(量)が多くなっています。事業委託の必要性と有効性、見込んでいる費用対効果等について、町長に伺います。

また次の点についても、伺います。

①ここ数年の投資的経費における、事業委託料(量)推移を関係課ごとに伺います。

②まちづくり公社が担う、ふるさと納税のモデルとする自治体、最終的な着地点はどう捉えているのか伺います。

③コロナの影響を受けて疲弊した町民に対して、どのように支援し経済立て直しを考えているのか。

事業委託先が地元優先、地元有利となる方法の検討など、町長の考えを伺います。

○議長（坂本 弘明議員） 町長、登壇願います。

○町長（甲斐 宗之町長） それでは、本願和茂議員の投資的経費の事業委託料(量)の推移と効果検証についての御質問にお答えいたします。

インフラ整備や施設建設、まちづくり計画等、将来に向けて投資的な事業を推進していくに当たり、事業の適正かつ確実な執行を担保するため、あらかじめ現状確認・環境調査・需要予測・費用対効果の調査研究等の基本計画策定業務をコンサルティング会社へ委託して行っております。

こうした調査研究を基に、インフラの整備計画等がつくられますが、特に国庫補助事業においては、事業申請に際して、こうした整備計画の作成が義務づけられております。

きちんとした整備計画を策定することで、国庫補助も年次的に受けられ、起債も可能な仕組みとなっております。

初めに、①のここ数年の投資的経費について、関係課ごとの事業委託料(量)の推移についての御質問であります。投資的経費以外のものも含め、課ごとに主なものを申し上げます。

総務課では、内閣府の通知により令和2年度に国土強靱化地域計画及び地域防災計画改訂を535万2,000円で、高千穂町防災マップ作成業務を458万7,000円で委託しております。

財政課では、総務省通知により平成27年、28年度に公共施設等総合管理計画を891万円、令和3年度に479万6,000円で同計画の改訂を委託しています。

この計画は町有施設の複合化、転用、廃止等に取り組む基本方針を定めるもので、公共施設等適正管理推進事業債の起債に必須となっております。

総合政策課では、平成29年度から令和3年度にかけて、高千穂鉄橋利活用総合整備計画、鉄道公園化基本構想、基本設計、民間活力導入可能性調査等を6,070万6,000円で委託しております。鉄道公園化事業について、民間経営の視点からの調査研究を委託しているものであります。

また、令和元年度から3年度にかけて第6次長期総合計画、過疎地域持続的発展計画、まち・ひと・しごと総合戦略策定を1,167万1,000円で委託しております。令和元年度から3年

度にかけてインバウンド向け観光商品開発を1,150万円、令和3年度にまちづくり公社設立準備委員会運營業務を362万4,000円で委託しております。いずれも専門的知見や民間経営のノウハウを取り入れて、将来の事業展開に確実性を持たせるため、必要なものと考えております。

企画観光課では、平成25年度に観光マスタープラン基礎調査として、観光地調査事業を743万4,000円で、28年度に鉄道公園まちづくり基本計画を500万円で委託しております。

福祉保険課では、総務省通知により令和元年度から令和4年度にかけて、公立病院統合再編に係る3町の町立病院の経営分析、共同調査研究業務、西臼杵地域における医療連携基本構想策定支援、中期経営計画策定を合計6,757万6,000円で委託しております。

農林振興課では、農林水産省通知により令和元年度に林道施設長寿命化計画を916万6,000円で委託しております。町管理の林道、橋梁等の老朽化対策コストを縮減しつつ計画的に実施するためのものであります。

農地整備課では、県営、団体営事業の国県補助の採択のための農業用水路等の整備設計、ため池ハザードマップ作成、農道施設長寿命化計画及び小水力発電事業計画等を業務委託しております。経常的なもので年平均2,000万円程度であります。

建設課では、国土交通省通知により、社会資本整備総合交付金事業の橋梁長寿命化計画、道路トンネル長寿命化計画、まちづくり計画、景観計画、空き家対策、三田井・天岩戸地区の都市再生整備事業、集約都市形成支援事業、都市計画マスタープランを10年間で7,201万2,000円で委託しております。いずれも国の補助事業採択に必須であり、期間が限られる中で、専門的知識を持って円滑に策定する必要があるものであります。

教育委員会では、文部科学省通知により令和元年度、2年度で学校施設長寿命化計画及び教育施設等個別計画策定業務を1,142万9,000円で委託しております。

上下水道課では、厚生労働省通知により平成20年度に水道事業ビジョンを策定、26年度にフォローアップいたしました。令和2年、3年度に1,100万円でビジョン改訂と経営戦略策定を委託しております。

おおむねこのような状況であります。近年、基本計画等の委託業務が増加しているのは、高度成長期以降に整備された全国の自治体のインフラの老朽化対策が急務な上、人口減少に伴う財源不足について国庫財源を適正に配分するために、自治体の基本計画策定が義務づけられていることが大きな要因と思われまます。

また、本町が取り組む新たなまちづくり事業の実施には、中長期的な需要見通しや民間の専門的経営ノウハウ、国内外の経済状況を踏まえた経営リスク管理等が欠かせないことから、基本

計画策定業務委託料が増加しているものと考えます。

しっかりと基本計画や経営戦略を策定するには、どうしても委託料がかさんでしまいますが、国や県の支出金等をできるだけ利用し、経費負担の削減にも努めているところであります。

作成いたしました基本計画や調査研究報告を、本町のまちづくり事業にしっかりと活用していくことで、本町の住民福祉の向上や産業の振興、計画的なインフラ整備、健全財政の維持につなげることができるように努めてまいりたいと存じます。

次に、②のまちづくり公社が担う、ふるさと納税のモデルとする自治体と、最終的な着地点はどう捉えているのかについてですが、まちづくり公社が担うふるさと納税のモデルにつきましては、公社自体のモデルでもあります熊本県南小国町であり、何度も視察・研修を受けさせていただきました。

ふるさと納税につきましては、担当職員を1週間派遣し、返礼品造成のコンセプト、ホームページ造成、事務の流れなど一連の作業の研修を受けており、我々の目指すモデルの一つと考えております。

南小国町も、本町のまちづくり公社に当たるSMO南小国がふるさと納税事務を請け負う前は、2017年度の寄附額が1億41万2,000円でありましたが、2021年度には9億9,056万4,000円まで伸び、2022年度も返礼品がそろわなかったものの、同程度の寄附額であったと伺っております。

まちづくり公社の経営方針としまして作成しました、地域経済活性化戦略の中では、令和4年度2億円を寄附額の目標とし、年間5,000万円ずつ寄附額を伸ばし、令和8年度には、4億円を寄附額の目標としており、最終的には5億円の寄附額を目指したいと考えております。

初年度の目標額は2億円ですが、2億円分の寄附額を集めるためには、30%分の6,000万円分の返礼品を町内で準備する必要があるとあり、町内のあらゆるものを商品化していかなければ、寄附額は伸ばせないと考えております。

熊本県内の自治体が寄附額を伸ばせたのは、馬刺しや赤牛、天草大王など、熊本県の共通返礼品が指定されたことが大きいと考えており、モノを持たない自治体も努力次第で寄附額を伸ばせております。宮崎県に対しても、県の共通返礼品を指定していただくよう働きかけを行ってまいりたいと存じます。

ふるさと納税につきましては、度々全国で指定を取り消される事態も起きており、また、住民税が減額される都市部の自治体からは不満の声も上がっており、この制度が長く続くのか心配しているところであります。もちろん永久的な制度となるよう、声を上げてまいりますが、万が一この制度がなくなっても、生産者が安心して暮らしていけるよう、ふるさと納税で造成した商品を、道の駅やがまだせ市場で販売できるよう体制を検討してまいります。

本町は、天孫降臨の地、神々の里というイメージでございますので、返礼品の量を確保しつつも、そのイメージを壊さないような決められたルールに基づき、適切にふるさと納税の運営を行ってまいりたいと存じます。

次に、③コロナの影響を受けて疲弊した町民に対して、どのように支援し経済立て直しを考えているのについてですが、新型コロナウイルス感染症につきましては、国内で、現在でも、日によっては1万人に近い新規感染者が出ておりますが、死亡者数・重症者数が極端に少ないことから、現在は、国も行動制限を緩和する方向に動いているようです。また、6月1日より外国人観光客も1日2万人を上限に受入れを緩和したことから、経済活動は通常に戻っていくのではないかと考えております。

コロナの影響対策につきましては、先月御承認を頂きました一般会計補正予算第1号で、11事業を計上しておりますので、その早期執行も図ってまいります。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきまして、コロナ禍における原油価格・物価高騰対策分として、4月28日に国より9,632万2,000円の交付限度額の通知がありました。コロナ禍からの経済立て直し対策はもちろんですが、原油・物価高騰対策につきましても、現在、事業を精査中でございますので、議会最終日には補正予算の追加提案をお願いしたいと、準備を進めております。

最後に、事業委託先が地元優先、地元有利になる方法の検討についてですが、物品購入等につきましては、やはり複数の見積りによる最低価格提示者からの購入が基本でございますが、コロナ臨時交付金充当事業につきましては、多くが地元発注、もしくは地元団体への補助となりますので、その点も含め、地元の方々のことを考慮しながら、執行してまいりたいと存じます。

以上、答弁いたします。

○議長（坂本 弘明議員） 本願和茂議員。

○議員（7番 本願 和茂議員） それでは、再質問のほうに移りたいと思います。

委託料増加の要因については、人口減少に伴う財源不足において、国庫財源を適正に配分するため、自治体の基本策定が義務づけられていることが大きいことと、中長期的な需要見直しや民間の専門的な経営ノウハウ、国内外の経済状況を踏まえた経営リスク管理等が欠かせないことから、基本計画策定業務委託料が増加しているとの答弁でありました。

私自身も令和4年度の予算の説明資料から、委託料と名のつくものを全て各課ごとに上げたんですけども、やはり、ソフト面の委託料を行う事業の分野です、課でいうと、総合政策課、観光課については委託量多いかなというのを見受けられました。

町長、先ほども答弁で、国県の支出金等できるだけ利用し、経費負担の削減には努めているとのことですが、どのような削減に努められるのかと、今後、新たに委託料削減、抑制するた

めには、こういった手段があるのかお聞かせください。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 本願議員の御質問にお答えいたします。

国県支出金、補助金等の額によって経費の縮減をというところでございますけれども、委託料だけを縮減するというのではなくて、しっかりした計画を立てるために、何百万円か委託料払ったとしても、例えば、ハード事業に関するまちづくり事業であった場合、道路整備、橋梁の整備等につきましての事業を、町単独でやるよりも、国や県の補助金をもらうことができる、そのためにしっかりした計画を立てる委託料を支出すると、トータル的に見たときに、そういった計画がないと、補助事業に該当しないので、単独で全ての事業費を賄うこととなりますが、そういった委託料をかけてでも、しっかりした計画を立てることによって、最終的にその先にあるハード事業で、国県の事業を、高い補助率の中でもらうことができれば、全体的に経費、町の一般財源の支出が減れせるという、そういった意味でございます。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 本願和茂議員。

○議員（7番 本願 和茂議員） 当初予算については、特別委員会を設置して、審査後、意見を集約して、附帯意見をつけて可決していますので、今さら何を聞くのかと思われるかもしれませんが、私だけではなくて、議員の大半がやはりここ数年の委託料の金額と、委託する事業量が多いことについて注視しています。

期待と希望の思いもある中で、改善策や経費負担の削減ができる部分がもう少しあるのではないかと認識した上で、賛成している状況かと私は捉えています。

これまで投資的経費の事業委託先となるコンサルタント業者等の評価や比較、効果、検証等は、どのように各課で行われてきたのか、全ての課の課長に聞きたいところでもありますけれども、時間の都合上、建設課長と総合政策課長と、企画観光課長のお三方に聞きたいと思います。

○議長（坂本 弘明議員） 建設課長。

○建設課長（甲斐 徹課長） 本願議員の御質問にお答えいたします。

委託業務の成果品につく評価でありますけれども、我々がやってきた、先ほどから上がっている事業につきましては、県の実績等を参考に、最初入札のときの指名から考慮して、この業務ならできるといようなことを確認した上で、入札に参加してもらっている状況であります。

それに対する評価についてでありますけれども、我々建設課の最近の事情では、国、県とのヒアリングに同席するといったようなことで、非常に難しい分野も一緒に同席して考えていただいているところ、また、それに対する対応がちゃんとできているということで、実際にランクづけといったような評価は特別なことはしておりませんが、成果品に対しては、非常にいいものがで

きているというふうに考えております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 企画観光課長。

○企画観光課長（安在 浩課長） 本願議員の御質問にお答えいたします。

観光マスタープランについて申しますと、業者の指名に当たっては、これまでの実績、県、他の市町村の観光マスタープランを作成したことがあるかどうか。また、その市町村の観光マスタープランの内容等で指名業者を判断するというようにしております。

その際に、どのような内容でプランを作成するかということで仕様書というのを作成します。その仕様書に基づいて、業者からプロポーザル方式でプレゼンテーションをしてもらいますが、仕様書に合致した内容であるかと、きちんとプランをこちらが示した仕様書どおりつくっていただけるかどうかというのを採点して、一番採点の高かった業者をお願いしているということで、作成している間も打ち合わせと進捗状況のチェック等をして、最後に内容の確認をして、仕様書に合致しているかということで検査を行い、検査を通ったプランを頂いているということになります。

以上です。

○議員（7番 本願 和茂議員） 総合政策課長。

○総合政策課長（戸高 雄司課長） 本願議員の質問にお答えいたします。

総合政策課におきましては、確かに新規事業等の割合等も多くなっておりますので、かなりの事業量にはなっております。ただし、委託業者の選定、検証につきましては、うちのほうも各委託業務につきまして仕様書を作成して、そこに出てくる業務に対して、どこの業者であればいいのか、そういったところからまず選定をしまいいりまして、最後は指名入札という形になっております。現在のところ、各委託業者さんをお願いしておりますが、おおむね、うちの仕様書に沿った最終的な提出をしていただいておりますが、中にはやはり、この業者さんではというところが出てくる場合もありますので、そういったところは、継続でお願いするところにつきましては指名競争入札ですので、指名から外したりということは考えながら選定しております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 本願和茂議員。

○議員（7番 本願 和茂議員） 同じような答弁になるところを非常にうまく答えていただきました。私以外の議員もやはり、先ほど述べましたが、委託業務については非常に注視していますので、予算委員会、決算委員会の中では時間も限られていますので、今回、議場で聞いた旨であります。

その投資的経費を含む事業分野では、しっかりとした基本計画や経営戦略を策定することが今後も確実に必須条件であるかと思いますが、また、補助率の高い有利な事業採択においてもその同様条件、そして専門的な知識を持った人材や有識者がいる環境が望ましいということが先ほどの答弁からも伝わりましたが、1点、予算委員会の中で私も質問したんですけれども、昨年度から企画観光課の分野になりますけれども、ANAの総合研究所より人材派出が行われておりますが、職員にその民間系ノウハウ要請、そしてそのリスク管理等のスキルアップにつながる機会は、この人材派出で大いにそういう機会が設けられるかと思いますが、この人材派出が終了後はどのように取り組む考えがあるのか、町長に伺いたいと思います。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 本願議員の御質問にお答えいたします。

ANA総合研究所からの人材につきましては、国の地域おこし企業人の制度を活用して、国の支援のある中でこれをさせていただいております。この期間が終了するということになりました場合、なかなか自主財源でこれを続けるというのはなかなか難しいのではないかなと私は考えています。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 本願和茂議員。

○議員（7番 本願 和茂議員） 内容は、観光振興事業委託料、地域おこし企業人プログラム委託料について、国からも質問した内容ですけれども、国からも地域おこし企業人に対して報酬があるにもかかわらず、1名の派遣に対して年間1,100万円はあまりにも高額ではないかと私、質問したんですけれども。その後、3月8日から予算委員会あったんですけれども、月末に、3月31日付に議員控室のほうに令和3年度の人材派出による観光振興事業年次報告書が置かれておりました。年間1,100万円という1名の委託料は極めて高額ではありますが、審査前にこの報告書に目を通すことができているならば、本町の観光振興と多岐の分野に尽力されておりますので、非常に寄与していることは我々議員にもっと伝わったのではないかなと思っております。

報告書によると、ふるさと納税については、本町のPRと一応商品をピックアップし、ANAグループ社員4万6,000人に向けて告知が行われるなど、様々なPR活動がなされております。その効果もあってかと思いますが、令和3年度の寄附金総額は、令和2年度に対し、1,218万3,046円の増額。経費を除いた純寄附額においても807万円の増額となっております。

道路は、その橋梁の新設、改良といった社会資本整備、員蓋整備等のハード面での投資的経費に関する委託料や、工事の発注では、構造物等が形として目に残り見えるため、我々議員もですけれども、町民も無駄遣いがなされていないんだなということが一目瞭然であります、このよ

うなソフト面についての投資的経費の委託料については、しっかりと費用対効果を検証して、数
字化して、我々議員、そして町民に示す必要が十二分にあるかと思いますが、町長の考えをお聞
かせください。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 本願議員の御質問にお答えいたします。

ANA総合研究所からの派遣の自在につきましても、確かに、コロナ禍の中にあつて、なかな
か対外的な活動が積極的にできなかったということと、議員の皆さま方と直接顔を合わせて意
見交換をしたりという機会がなかなか持てなかったというところがちょっと反省点としてあるか
なと思います。中には、ちょっと丁寧からの来ている方は誰ですかと、見たことがないというよ
うなこともあったのかなというふうに認識をしておりますので、これから活動の報告等につきま
しても、積極的にちょっと顔を合わせて、進捗状況の報告といった場を持つことも必要なかな
と思っています。

ソフト面全体について、このような効果があったというようなこと、進捗状況等について、議
員の皆様方にも状況が分かるように報告できるような、また、何ですかね、意見交換できるよ
うな場を持つように努めたいというふうに思います。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 本願和茂議員。

○議員（7番 本願 和茂議員） 審査の際に疑問に思われぬようにしっかり対応していただき
たいと思います。

少し話は変わりますが、以前から我々議員が一般質問をすると、業務の時間を割かれる
ので無駄なんじゃないかと言われる声も聞いたことがありますけれども、ニュースでは、広島県の
どこでしたか、38歳の若い市長さんが議員さんに向けて一般質問をしると、居眠りをするなど
活を入れるニュースを見ましたが、そういった強い意気込みの執行部の市長もおられますので、
我々にもっと一般質問をしるとハッパをかける意気込みで臨んでいただきたいと思っております。

5月13日に、なぜこのような話をしたかといいますと、5月13日に私、議長の代理で日南
市議会の行政視察の対応をいたしました。高速道路のストック効果について視察に見えられたん
ですけれども、随行されているのが議会事務局の職員とプラス、担当部署の部長様も見えられて
おりました。以前から随行については、継続して対応をしていると。本町も過去には行政視察に
関係課の職員が随行していたようですが、財政面を考慮して随行しなくなったと先輩議員からは
聞いております。議会、執行相互の視点で先進地の事例を学ぶことは、情報共有はもとより、本
町の発展にも迅速に対応できるかと思いますが、先ほどから述べております経費削減にも非常に
つながるのではないかと思います。随行がなくなった経緯について分かる方がなかなかいそう

なもう執行部にはなってしまいましたが、財政課長が分かるようであればお尋ねしたいと思います。

○議長（坂本 弘明議員） 財政課長。

○財政課長（興梠 貴俊課長） 少し推測の域にも入っているかと思いますが、平成15年から20年前後にかけて非常に町の財政が厳しい時期がございまして、基金合計額が数億円しかないという時期が続きまして、町が三位一体改革等で非常に交付税が絞られていた時期であります。その頃に、そういう諸経費の削減ということが言われておりましたので、その辺りから旅費について、今もですが、日帰りの宮崎出張等については、2人で行かずに1人で行けるものは1人で行ってくださいとか、そういったことでの経費削減を図っております。正確ではありませんが、そういった時期に職員まで随行して、旅費が国内かなりかかりますので、そういった部分を減らすように考えられたのかと推測します。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 本願和茂議員。

○議員（7番 本願 和茂議員） 決して悪い事例ではないかと思いますが、今後、ぜひ復活を検討していただければと思います。

次に、2点目、まちづくり公社が担うふるさと納税の件についても再度伺っていきたくと思いますが、答弁では、モデルとする自治体は公社自体のモデルである、熊本県南小国町であるとのことでありました。

SMO南小国が、2017年から4年余りの短期間で1億円から10倍となる約10億円に寄附額を伸ばした成功事例は、本町としても、私自身としてもうらやましい限りであります。本町では、今回、控え気味の4年で2億円から2倍の4億円と目標を設定しており、最終的には5億円の寄附額を目指したいとのことでありました。

町内のあらゆるものを商品化する際は、地元の商工業者等から資材や原料を仕入れて、持続可能で、かつ、誰一人取り残さないといったSDGsの構想が反映されるのか、町長に伺いたいと思います。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 本願議員の御質問にお答えいたします。

そうですね、返礼品につきましては、高千穂町にある資源を有効に活用して返礼品として出していくということがございます。できるだけ、できるだけといいますか、高千穂町の方や業者さんに収益がふるさと納税によって配分されるというところを考えているところがございます、できるだけ多くの皆様に恩恵がある、そういう形をつくっていききたいというふうに思っております。今あるものを活用するということと、新たな返礼品として組み立てていく、開発をしていく、

こういったところも返礼品として使えるのだろうかといったようなものもうまく組み合わせて使っていく。また、新たな道の駅、がまだせ市場でプライベートブランドのお土産品をつくるなども考えたいというふうに思っておりまして、多くの皆様、全ての皆様に恩恵があるちゅうのはなかなか難しいですけれども、少しでも多くの皆様、生産者または事業者にも恩恵があるようにということで、返礼品の取りまとめを考えたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 本願和茂議員。

○議員（7番 本願 和茂議員） 私、その文教厚生常任委員会に所属しておりますから、総務産業常任委員会の付託された案件については、第三者から、現在、聞いている状況でありますけれども、この後、また審査差をされるということでもありますけれども、町民から道の駅と鬼八の蔵での出荷手数料が25%の高いほうに統一すると関係者から聞いたんでありますけれども、これが事実なら、誰一人取り残さないというSDGsの考えにそぐわないかと思えます。私、当初、文教厚生常任委員会委員長さんに設立準備委員会で二度ほど出席させていただきましたが、SDGsのパワーポイントを使って説明をされていたかと思えますので、初期投資費用を回収のためには仕方がないと捉えなければいけない状況になっているのか、後ほど委員会のほうもありますから、答えられる範囲で構いませんので、町長にお聞きしたいと思います。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 本願議員の御質問にお答えいたします。

手数料につきましては、高いほうに合わせる方向だということで私も認識をしております。

例えば、野菜等につきましては、自分で価格をつけることができるわけですが、収益を確保するということについては、単価を多少上げていただくというようなことでこれまで、あるいは数量をさらに売っていくということで収益を上げていくということにつながる方向で考えたい。売り方をとにかく工夫して、これまでよりも量売っていくということで考えるというのが、今後のまちづくり公社の基本の方針であるというふうに思います。

また、手数料につきましてはまだ確定ではないということですので、その辺りの意見も踏まえ、最初の相談会では、多少、考慮するということもあり得るかなと思えますが、私のほうで今すぐこの場で、ここで決定ですという断言はできない状況でございますが、そのような意見もあるということは考慮したいと、受け止めたいというふうに思います。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 本願和茂議員。

○議員（7番 本願 和茂議員） 単純に10%手数料が上がるのであれば、10%販売量を増やせば手取りが変わらないというふうに解釈したいと思えますけれども、答弁で先ほどありました

ように、県に対して共通返礼品を指定していただくように働きかけると。熊本県のように共通返礼品として指定を受ける、品物を増やすという答弁がありましたが、具体的にその働きかけというものはどういったものなのか。そしてほかの自治体との公平性もあるでしょうから、そういった作業について詳しく町長からお聞きしたいと思います。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 本願議員の御質問にお答えいたします。

働きかけということにつきましては、宮崎県は、結構、今、厳しくなっております。当社がこちらにあって製造工場がよその自治体にある場合、高千穂町のものとして出していいんでしょうかというようなことを言われることもあります。しかし、高千穂町に本社があるわけですから問題ないんじゃないでしょうかというようなこともあります。ほかの熊本県の情報を南小国で聞いた際には、答弁でも述べましたとおり、馬刺し、また赤牛、天草大王なども天草のものではあるけれども、熊本県のほかの自治体も返礼品として出していいよといった、そういったことを県が決めているということでございますが、こういった県内共通の返礼品をつくることによって、答弁でも述べましたとおり、町、あるいは村、そういったところに返礼品として出せる資源がない場合もふるさと納税の伸び代があり得ないということになります。こういったところで、宮崎県はちょっと厳し過ぎませんかというように、県庁に対してもお話しに行きたいなということを考えているということでございます。ほかの県の事例も持って交渉させていただくということを今、考えているところでございます。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 本願和茂議員。

○議員（7番 本願 和茂議員） 町長の手腕にもかかっているかと思しますので、ぜひ働きかけを強くしていただきたいと思えます。

答弁でありましたように、ふるさと納税については、地方と都心部でもやはり、都心部の自治体とでははっきりとその温度差があるように思います。都心部のほうについては、税収は地方に流れるということであまりふるさと納税に対していい印象を持っていないかと思えますけれども、様々な自治体のふるさと納税のサイト等を見ますが、あの手この手で寄附額を維持または伸ばしている自治体も数多く見受けられます。特に私のふるさとである泉佐野市については、あの手この手で、新たな手段で何とかして財源を確保しようとしております。

この答弁であったように、もう少し攻めればいいのかと思いますけれども、この制度が長く続くのか心配している、制度がなくなってもなどのネガティブな内容も先ほどの答弁には含まれていたかと思えますけれども、慎重にやるには仕方がないのかなと思います。都農町のようにルールを守れなかった場合については、その依存していた財源をどういうふうに対応するかとい

う状況に置かれますので、慎重に対応することは致し方ないのかなと思っておりますけれども、先ほど答弁であったのは、やはり決められたルールをきちんと守ってさえいれば、有効にその財源を確保できる制度であるかと思っておりますので、住民福祉の向上、そして医療体制や教育環境の充実、インフラ整備にしっかりと充当して本町を発展させるという強い気持ちがなければ、まちづくり公社の運営もうまくいかないかと思っておりますが、その点、町長に再度伺いたいと思っております。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 本願議員の御質問にお答えいたします。

今日午前中の工藤議員の御質問対してのお答えともかぶりますけれども、やはりふるさと納税につきましては、高千穂町にある資源をフルに活用して納税を増やしていくということを考えたこと。そしてふるさと納税につきましては、返礼品もそうですけれども、その自治体がどのようなことにこのふるさと納税を活用しようとしているのか、これについても重要なポイントになるかと思っております。よって、新たな取組をする際に、ぜひともピンポイントでこの取組をやりますと、これに対してぜひ応援をしてほしいというような呼びかけ方についてもこれからあり得る話かなというふうに思っております。

また、高千穂は観光のまちでもありますし、これから先、ツーリズム、旅行の分野においても、なお一層、高千穂町に来ていただく、そのようなことにつながるような返礼品の出し方ということについては、かなり地域資源として物がなくても高千穂町に来ていただくためのクーポンなり、そういった制度というのは、伸び代としては十分にあるというふうに思います。いろんな形でふるさと納税を増やして、そして自由に使える。もちろん寄附、納税者のふるさと納税、寄附者の意向ということはもちろんそれに沿うようにしたいと思っておりますけれども、高千穂町が新たに事業に取り組んでいくための財源としてうまく活用するためには、やはりその額を上げていくということが大事ですので、ふるさと納税のPRの仕方についてはこれから、なお一層、工夫を凝らしながら取り組んでいきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 本願和茂議員。

○議員（7番 本願 和茂議員） 先ほどクーポンという答弁がありましたが、非常にいい案だと思います。南小国町では、2022年度返礼品がそろわなかったと先ほどの答弁でもありましたが、年度末や、やはり12月の暮れには駆け込みの納税が多くなる傾向がありますから、（シナツ）の期間の対策として、いろんな自治体のふるさと納税を見ると、まちで使えるポイントを一時的に付与して、そのポイントを品薄が解消されたときに返礼品と交換できる自治体や、そのまちに訪れたときに使用できるといった制度を持っている自治体もあります。先ほど町長が言われたクーポンについても同じかと思っておりますので、そういったいろんな返礼品を考案して金額の増額

を図っていただければなと思います。まだまだふるさと納税については可能性がある制度だと思います。財源確保するために、より一層、積極的に推進していただきたいと考えております。

今日、私、朝に今、県がしています地域ひなた認証食事券をアプリを取得して、まちなな地域商品アプリですか、それを取得して、ひなた商品券の食事券を予約したんですけども、我々若者については簡単にできる作業でありましたが、今朝の新聞にも載っていましたが、高齢者の方には非常に難しい作業でありまして、従来の紙媒体の商品券のほうがいいんじゃないかという声も多く出ているようでありますから、二足のわらじを履くわけではありませんが、どちらにも対応できることが一番かと思っておりますけれども、以前、質問されたときに、予算がやはりかかるといことでどちらかになってしまうという答弁もあったので、そういうことも踏まえて、今後、ふるさと納税の事業をしっかりと推進していただきたいと思っております。

以上で終わります。

.....
○議長（坂本 弘明議員） ここで、3時10分まで休憩いたします。

午後2時57分休憩

.....
午後3時08分再開

○議長（坂本 弘明議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続いて、田中義了議員の質問を許します。質問席に登壇願います。

○議員（2番 田中 義了議員） 座席ナンバー2番、田中義了。質問相手、町長でございます。本町における危機管理体制についてお尋ねしたいと思います。

前日も日向灘地震、1月のことでお聞きしましたが、町政の1番の根本は町民の安心安全を守ることじゃないかと思っております。したがって、それについて日向灘地震も3月の17日に宮城県、福島県で震度6強の地震がありました。私はその当日の朝、総務課に出かけて、ちょうど南海トラフの地震の振動が昔は5弱でしたか、強か、だったのが、6に今は変わっているはずなんです。あれと同じぐらいのやつが遠くで起こっているんだよと啓発してくれて頼みに行きました。そういうことがあって、また本町の危機管理体制についてお尋ねしたいと重ねて町長にお願いしたいことがあって質問台に立たせていただきました。

最近の台風の大型化による豪雨強風の発生、線状降水帯による集中豪雨、これは熊本県で見られた例ですが、それから全国的に震度4以上の地震の震災が度々発生しております。地震だけでなく、雨だけでなく、自然災害発生に対する本町の危機管理を伺いたいと思っております。

まず、避難場所、施設の指定状況等。

2番目に、1の箇所における避難時の町職員の配置体制について。

1の箇所における備蓄品の種類、数量等。

その備蓄品における令和4年度の購入予定について。

5、避難場所施設の指定されたところにおける町民の誘導対策。当町は特に山間地ゆえ避難道における倒木や土砂崩れ、岩石等の落石が多いところです。その対策はどうなっているのか。

また、そのために電動のこ、投光器、発電機、ジャッキ等の工作機械設置状況、町役場とか消防団庫とかそこら辺の準備状況を知りたいと思っております。

3番目に、障害者、特に町立病院には4、50名の方が人工透析に通っております。また、今は自宅で酸素吸入器で生活されている人もいます。時間的な制約がある人たちなんです。人工透析は隔日ごとに行かなければならないし、酸素吸入の人たちは酸素のボンベが不足すると大変なことになります。昔、岩戸の土呂久災害のときにはたながと南地区だけじゃなく、ほかの場所で3日間ぐらい道路が通えなくて困ったという話を聞きました。それで酸素は足りたのかなという心配したことがありました。

それから、町民が生活する上で最も大事な上下水道の配管の老朽化による破損で生じる断水など、インフラの早急な復旧対策はどうなっているのか。というのも、この2月に水道料の値上げが必要だという説明を受けました。ところが、3月もこの6月の議会も値上げの話しかありません。日南、日向はもう二十何%の値上げで議会に提案しております。というのは、水道事業というのは受益者負担なんです。だから、簡易水道のある奥地の人たちなんかは将来不足したときに町税として負担しなきゃならない。そんな不公平があってはならないという考え方で思っておりますので。インフラ対策の場合もある程度一般会計の繰入じゃなく、企業債、あるいは準備金でもって対応しなきゃならない。そういうことを踏まえてのインフラの早急な復旧対策について伺いしたいと思います。

さらに、南海トラフ地震による被災状況をどのように予想しているのか。というのは、宮崎県の危機管理課が出ております資料によると、前回のこれは2、3年前に出されたやつなんですけど、高千穂は震度5強なんです。でも今は6強ぐらいになっているんじゃないかと思えます。したがって、被災状況も5のときよりも10倍ぐらいに発生するんじゃないかというふうに私は思っておりますので、その点を伺いたいと思っております。

以上、町長に対しての質問を終わります。

○議長（坂本 弘明議員） 町長、登壇願います。

○町長（甲斐 宗之町長） それでは、田中義了議員の高千穂町における危機管理体制についての御質問にお答えをいたします。

初めに、1の避難場所・施設の指定状況等についての御質問であります。現在、高千穂町の指定避難所は全体で29か所ありますが、通常の台風などの場合、自然休養村管理センター、

押方体育館、旧向山北小学校、岩戸体育館、上野出張所、旧田原中学校の6か所を開所しております。

また、公的福祉避難所につきましては、高千穂町老人福祉館、高千穂町デイサービスセンター、保健福祉総合センターげんき荘の3か所となっております。

これら指定避難所となっている建物や住所につきましては、全戸に配付しております高千穂町防災マップに記載をしております。

次に、2の指定避難所における町職員の配置体制についてであります。先ほどの6か所の指定避難所につきましては、1か所につき7名の職員を割り当て、開所時には常時2名での交代制で対応しておりますが、長期になるなど特別な対応が必要となった場合には、先ほどとは別の職員による予備待機班13名が対応することとしております。

次に、3の指定避難所における備蓄品の種類、数量等についてであります。高千穂町の備蓄品につきましては、観光協会があります旧町立病院跡地に保管しております。主なものは、敷布50枚、毛布75枚、組み立て式簡易トイレ30個、糞尿処理マット3,600個、食料関係が約400食分、飲料水2リットルが60本、マスク約4万5,000枚、その他ミルク、食器類、医療品、間仕切りなどがございます。

また、各出張所には別途それぞれ保存食が150食分、防災簡易ライト、簡易ベッドなどがございます。また、男性、女性用下着、生理用品なども備蓄しております。

次に、4の備蓄品等の令和4年度の購入予定についてですが、今年度は資機材の購入予定はありませんが、食料関係の使用期限到達に伴う更新を予定しております。

次に、5の指定避難所への町民の誘導対策のうち、1の山間地ゆえ避難道における当ヴおく、土砂崩れ等の対策についてですが、小規模な崩壊や倒木の場合には、地元公民館の対応が可能であればお願いをしております。

町の管理する町道、農道、林道において被災規模が比較的大きく、通行は不可能な場合などにおいては、現場近くの建設業者に崩土除去、倒木処理をお願いし、路肩決壊など通行不能や片側通行になる箇所につきましては、避難者の安全確保のため、看板やバリケードなどを設置しております。

災害時には、国道、県道の物流確保や緊急車両の通行確保が最優先となるため、建設業者をお願いする現場につきましては、町管理路線の作業に取り掛かるまで多少時間を要する場合もございます。そのため、大雨で災害が予想される場合には防災無線を活用し、早めの避難をお願いすることとしております。

また、電気、通信線に影響のある倒木は安全な避難路の確保のほか早期の電力、通信の復旧ができるよう、九州電力やN T Tと連絡を取りながら連携を図っているところであります。

次に、2の避難道復旧対策のための工作機械の状況についてですが、現在チェーンソー3台、電動カッター2台、電動ブレーカー1台、油圧式ジャッキ1台、発電機12台、投光器56台、コードリール16個、その他吸水性土嚢、鎌、なた、スコップ、大型ハンマーなどを本庁各避難所などに分散して配備しております。

緊急対応の際には、これらの機材を活用し、消防団、西臼杵広域消防、高千穂警察署、九電、NTTなどと連携を図り対応してまいります。

次に、3の障害者、特に人工透析者、酸素吸入器使用者等に対する時間的な障害の解消策についてですが、以前、高千穂町立病院において透析治療を行っている方が道路災害により数か所の交通止めが発生した際、地元住民や消防団、役場職員などが連携しピストン搬送をした事例がございましたが、現在はそのような可能性がある場合、事前に協議し病院へ泊っていただくなどの対応を行っております。

在宅で酸素を使用されている方で、機器が停電により停止した場合、バッテリー付きの携帯酸素ボンベに変更し、使用していただいております。その間に停電が解消しないようであれば、家族が事業者へ連絡し、ボンベの追加や機器の確認依頼をしていただくことになっております。また、体調が悪くなられた方は救急車などで病院を受診していただく対応を行っております。

このように町立病院では、災害発生時における災害対策マニュアルを基に、各部門で対応を行っているところでございます。

次に、6の上下水道の配管の老朽化による破損で生じる断水などインフラの早急な復旧対策についてですが、上水道の管路延長は約67キロメートルで、その約4割弱が40年を経過しているなど、老朽化が進んでおります。

簡易水道につきましては、詳細なデータがございませんが管路延長約144キロメートルで同程度の老朽化が進んでいるものと推測しております。

令和3年度の漏水修理は28件、うち上下水道課が直接管理する本管が11件、各個人宅への引込管が17件となっております。簡易水道につきましては29件のうち、本管が17件、引込管が12件となっております。

修繕につきましては、職員の直接作業、または、町内の指定工事事業者に依頼して行っており、おおよそその日のうちには完了しております。

令和4年1月22日に発生しました日向灘を震源とした震度5強の地震におきましても、破損は引込管が1か所のみで、本管には発生しませんでした。なお、この修理も発見から数時間で復旧しております。

大規模災害が発生した場合には、日本水道協会宮崎県支部を通じて、県内各市町村、あるいは九州各県、状況によっては全国へ給水車の派遣や復旧工事の支援を要請することになっておりま

す。

経年とともに老朽化がさらに進行してまいりますので、上下水道施設の更新計画を策定し、計画的で効率的な更新を図ってまいります。

次に、7の南海トラフ地震による被災状況をどのように想定しているのかについてですが、内閣府南海トラフの巨大地震モデル検討会が作成した強震断層モデルを用いて、宮崎県が独自に再解析した地震動の想定結果によりますと、南海トラフ内でマグニチュード9クラスの地震が発生した場合の最大震度が7となり、高千穂町では震度6弱が想定されております。

最も人的被害が多いとされる冬の深夜帯で想定した場合、建物被害は半壊が約10棟、人的被害は死者数及び自力での脱出が困難な要救助者がごくわずかと想定されており、避難者は被災1週間後が約70名、被災1か月後が約10名と想定されております。

また、ライフラインの被害につきましては、発生直後に断水の影響を受ける人口が約4,100人、停電の影響を受ける人家、事務所などが約2,500軒となっており、被災1週間後の断水影響人口が約250人、停電影響軒数が約10軒と想定されております。

町民の生命を守るためには、何よりも早めの避難が大切であります。気象庁や県との連携を密にし、的確な情報提供と適切な避難の呼びかけを行ってまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（坂本 弘明議員） 田中義了議員。

○議員（2番 田中 義了議員） 懇切丁寧な答弁、ありがとうございます。

昨年10月に町村議会議員大会が久しぶりに綾で行われました。そのときに特別決議をしております。国民保護制度の円滑な運用ということで国民保護に必要な資機材等の整備、支援、町の景観、地方公共団体の危機管理研修の充実などを国に対して要望を出しております。そういう観点から、少し大きな話になっていくと思いますけど、町長に答弁をお願いしたいと思います。もし、担当課に回すときは町長の配慮でやってください。

まず最初に、施設の避難場所施設の6か所のところが説明されましたが、昔というかも2年前ですか、暮らしの手帖のときと何か所か違ったところがありました。というのは、向山北の体育館が校舎になったりとか避難場所で福祉施設が追加になっております。その中で、社協の施設が避難場所になっているというのは何か腑に落ちないんですけど。場所的に行きづらい、駐車場も少ないということは考えているんですけど、なぜこの3施設、げんき荘なら分かります。駐車場もいっぱいあるし、関係職員も多くいます。なぜその社協のところが避難施設に、地震も雨でも避難場所になっているんです。どうしてでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 田中議員の御質問にお答えいたします。

社会福祉協議会の中にも老人福祉があるということで、デイサービス等もあり、また入浴の介助施設もそのままございますので、そういったところで高齢の方が来られた場合に施設として対応が可能だということで入れているところでございます。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 田中義了議員。

○議員（2番 田中 義了議員） 先ほどの委託料が438万ですか、っていう答弁が町長であったかと思います。大体5,000世帯だとすると一部1,000円ぐらいかかっているんじゃないか。

これは、ゼンリンがつくって持ち込んだ企画なんですか。それとも本町が申し込んで委託してできたものなんですか。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 町長。田中議員の御質問にお答えいたします。

防災マップ作成に当たっては、いろんな事業者からの御提案を頂きました。そこで、地図情報が正確に把握できるというところ、人家の配置もございまして、既にある情報に色分けして、附帯して作り込むことができるということでございましたので、非常に分かりやすいということ、そしてデジタルデータとしても準備ができるということもございましたので、その結果、ゼンリンにお願いをしたということでございます。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 田中義了議員。

○議員（2番 田中 義了議員） ゼンリンが地図に詳しいというお話ですけど、私の手元にある地図は全員が持っていると思います。高千穂町の地図を複製したというような話も書いてあります、ゼンリンの中に。

ところが、私の住んでいるところは東光寺なのに尾迫原になっているんです。中央図書館があるところが東町になっているんです。青葉大橋を渡ったところが御塩井になっているんです。こういうようなゼンリンの地図に対して、異議申立てはしていないんでしょうか。

あと、雲居都荘も井戸の「井」なんですよ、あそこは。施設の（イ）を使っているんですよ。それなのに、この地図が正しいからということで、一部1,000円も出してつくらせたいんじゃないか。

○議長（坂本 弘明議員） 総務課長。

○総務課長（有藤 寿満課長） 総務課長。今、おっしゃっていただいた地図については、表記につきましても、再度確認はいたしますけれども、字とかが書いてある可能性もあるかなと思います。

また、後ほど確認をしたいと思います。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 田中義了議員。

○議員（2番 田中 義了議員） 間違っていたら間違っていたということで、訂正のお願いをしてください。これのあれで、ほかの地図も影響しているかもしれません。ゼンリンのあれで。正しい地名を皆さんチェックしてください。

それから、施設の中で上野は、地震のときは黒口公民館しかないんですよ。25名の収容人員しかありません。雨の場合は、土砂の崩れの場所じゃないからというので、35名、160名ぐらいは収容人員があります。上野地区で25名で足りるんでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 総務課長。

○総務課長（有藤 寿満課長） 総務課長。すみません、地震時の避難箇所を確認しますので、ちょっとお待ちください。

○議員（2番 田中 義了議員） 議長。先に質問させてください。探している間。

○議長（坂本 弘明議員） 田中義了議員。

○議員（2番 田中 義了議員） この防災マップ、このマップというのは地図のことですよ。防災マニュアルじゃないんですよ。地図を前提にゼンリンが売り込んできたパンフレットなんですよ。

もう少し、暮らしの手帳にも書いてあるんですけど、避難場所等が、これが全部、町民が広告料で持って行って無料で支給されている話なんですけど、防災の関係はあるんですけど、消防団のことが全然書いてないんですよ。

そういうことも、皆さん大勢の人が見ているんだからチェックしてくださいということを、ちょっと付け加えておきたいと思います。

この、また防災マップもそうですけど暮らしの手帳は、これは全部向こうが持って無償で配付してくれたか確認ないんですけど、防災マップは400万余りを出して購入しているんですよ。それなのに「制作、著作はゼンリンにある」と書いてあるんです。しかも、「無断で複写、転載することを御遠慮ください」って書いてあるんです。防災の関係で、啓発をする必要が町民にあるのにコピー取ったら駄目よというような話は絶対ないと思います。こういう委託契約したら駄目だと思います。

それで、委託契約の借款にもあると思います。委託した場合は、著作権は全部発注者にあるんだというふうになっているはずですよ。どちらが優先するのか、ここに書かれたのが優先するのか、本町の契約借款が優先するのか。しかも著作権は高千穂町に入る形で契約しなさいという約款になっているんですよ、高千穂町の規則で。

したがって、今からでもいいからこのゼンリンに対して、高千穂町は転載してもいいよと、無断で。例えばもう、公民館でみんなでコピー取って回す場合とか、そういうときにいちいち町に相談して、町がゼンリンに相談してという話になるとちょっと啓発の意味がないと思います。したがって、こういうところも注意してほしいんです。

高千穂町には、契約書の約款があって、委託はこういうふうにしなさい、著作権は買い取りなさいというふうになっているんです。それが原則なんです。皆さん、常日頃からその心構えでやっていたら、先ほど本願議員が質問したようなことも起こらなかったと思います。

まずはちょっと、防災の啓発の関係で皆さんに注文しましたけど、そういうことで、しかもこの防災が手本として、こういう立派なテキストがあるんです、マニュアルが。航空事故までも想定しています。これをまとめるぐらいは職員の力でできるんじゃないかと。もっともっと詳しいことがいっぱい書いてあります。

したがって、防災は啓発が一番大変というか大事なんです。東北の津波の関係で子供たちが訓練とか啓発で避難、全員が助かった事例もありました。そういうことで、何事もないときはいいんですけど、一大事のときには、やはりそういうノウハウがないと助からない。したがって、常日頃から気を使っていたきたい。小さなことでも気を使っていたきたいと思います。

○議長（坂本 弘明議員） 総務課長。

○総務課長（有藤 寿満課長） 総務課長。まず、地震時の避難場所についてのことにお答えいたします。

おっしゃられたとおり、上野公民館出張所と上野体育館については、地震時には使わないというふうにしております。おっしゃるとおり、黒口公民館の25戸、あと下野西公民館の25戸が指定されております。

次に、防災マップの複製禁止についてです。これについては、ちょっと契約書を確認してみますけれども、私の認識ではコピーは可能というふうに考えておりました。あとこれは、防災マップのデータもウェブ上では使えるんですけど、これにはコピーして使っていいですよというふうに記載をしておりますので、これについてはコピーができます。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 田中義了議員。

○議員（2番 田中 義了議員） 災害が起きたら町役場に本部が設けられます。そのときに、ここで人数の割当てがなっておりますけど、これは個人指定ですか。それとも官職指定というか、担当部署の指定なのかお伺いします。

○議長（坂本 弘明議員） 総務課長。

○総務課長（有藤 寿満課長） 総務課長。これにつきましては、当時やっぱり事業課とか総務課

で検討して、地震には使わないほうがいいとか、そういう土砂災害のときには使わないほうがいいとか、そういう検討なされて決定したものであると思います。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） はい、もう一度。

○総務課長（有藤 寿満課長） 人員配置につきましては、総務課のほうで取りまとめて計画しております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 田中義了議員。

○議員（2番 田中 義了議員） 災害は、夜昼問わず場所問わずでいます。したがって、地震、雷、火事、親父じゃないですけど、大災害の場合は現地にいる人がその施設近くでいる職員を割り当てするとか、そういうことも考えてほしいなと思っております。

昼間は全員、ここの役場本庁にいますからいいんですけど、夜もあるし休みの日もあります。そうした場合の体制も整えておいてほしい。しかも、先ほども議員からありまして、町外に住んでいる人もいます。したがって、休日などは間に合わない場合もあります。

このマニュアルの中には、いろんな災害の後だなど、担当課は別に割り当てていろいろ使ってつくってあります。本当に詳細なところまで書いてあります。私もまだ読み切れません、これは。その中で、ちょっとそういうことも考えました。

近場の人はずは本部に駆け寄るとい形にしないといけないんじゃないか。1月の日向灘地震のときは数名の者が来ましたと町長はおっしゃいました。特定した人の名前も分かりませんというような話でした。

そういうことで、ある程度人員配置をリーダーとして覚悟をしておかないと、後々後日、いろんな2次災害、3次災害が起こる場合があります。そういうことを心がけて緊急時に対応していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 町長。御質問にお答えいたします。

今の避難所ごとの割当につきましては、極力その地域に居住している職員を主に配置をしているところでございます。各課ごとに災害が発生したときには役場に招集をかけるといいますか、もう災害が想定されるときには集まってくるのが職員の中に意識づけられておりますので、それは間違いないことになっております。

総務課、また事業課、道路管理、農林振興課、農地整備課、また水道課につきましては、迅速に駆けつけるというところで、普段から心構えを持っているところでございますので、これからまた雨の多い時期になりますので、そこ辺りの意識づけをまた再度、徹底したいというふうに思

います。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 田中義了議員。

○議員（2番 田中 義了議員） 指定避難所における備蓄品なんですけど、詳細に報告いただいてありがとうございました。しかし、飲料水が2リッターで60本、これだけで本当に足りるんでしょうか。私なんか今、ペットボトル20本確保しております。もっと備蓄されたほうがいいんじゃないかと思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 町長。御質問にお答えいたします。

確かに、全体で2リットル60本という量につきましては、あつという間に飲料水としては飲んでしまうかなというところは、確かに認識として御指摘のとおりかなというふうに思います。

1か所に備蓄するのではなくて、分散して数量を増やすということについても考えたいと思いますし、また、もしもの場合に地域で簡易水道組合、水源地等もありますけれども、すぐに全ての水道が出なくなるというところじゃなくて、ある程度最初は溜まっている分については出てくるということもあるかと思えますけれども、備蓄品としては、確かにちょっと少ないかなというところの御指摘は受け止めまして、各分散して配置する分についても考慮したいというふうに思います。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 田中義了議員。

○議員（2番 田中 義了議員） 令和4年度の購入、資機材ではありません。食料関係は使用期限がきたものを随時更新していくというような話だと思いますけど、今年予算見ますと30万ちょっとぐらいだと思います。しかも液体用ミルクとかアルファ米とかヘルメットとか、そういうものなんです。それは予算で率目されたあれですから中身はとかく言いません。現実的に執行するのに本当はどのくらいかかるんでしょうか。その更新時期にかかっているという話がありますけど、毎年毎年更新を、賞味期限が切れたものとか、そういうもので在庫管理はどうされているのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（坂本 弘明議員） 総務課長。

○総務課長（有藤 寿満課長） 総務課長。在庫管理につきましては、総務課のほうで一括、表にまとめて使用期限と数、場所等を記載して管理をしております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 田中義了議員。

○議員（2番 田中 義了議員） 最近、去年の例ですけど、避難場所に行かず近場のホテル、旅

館に泊まれた方が三田井地区で多かったんです。台風でそんなことはかつてなかったんだろうと思います。地震だったらあるかと思いますが。去年の台風予測が大きな風も強いしという話で、避難所にも行かずという話がありました。そういう……自宅待機は別ですけど、旅館等使用した場合、旅館との連携も取っておかないといけないし、観光客の関係もありますので何らかの方法で旅館業組合との連携というか協定か何か結んでおこななくてもいいのでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 総務課長。

○総務課長（有藤 寿満課長） 総務課長。令和2年から3年にかけて、おっしゃるとおり避難する場合にホテル等を活用するという事例が出てきておりました。これにつきましては、避難所に行ってコロナの感染が心配だとかいうようなお話が全国的なニュースで流れて、同じように旅館等を使われた、ホテル等を使われたという方はいらっしゃいました。

今後もコロナ禍である限りはこのようなこともあるかと思いますが、そういうことを含めて検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 田中義了議員。

○議員（2番 田中 義了議員） 町の管理する町道とか農道、林道において倒木とか落石があったりして道が通れなくなった。そういうときに、現場近くの業者ともに応援、支援していただいて随意契約ってやられると思いますけど、そのような協定は建設業協会と結んでいらっしゃるのでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 建設課長。

○建設課長（甲斐 徹課長） 建設課長。建設業協会等は協力を要請するということはお伝えしておりますけれども、特に契約というようなことはしていないところです。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 田中義了議員。

○議員（2番 田中 義了議員） 被災現場に詳しいのは地元の業者なんです。まずは地元の業者を使うような何か協定を結んでおいてほしいと思うんですけど、そうすれば随意契約も簡単にできるんだろうと思います。

復旧対策のための工作機械の状況ですけど、ここに書いてあるだけで本当に足りるのかなという、数量的に。

今朝、警察署の旧庁舎の解体の前に現場を再現して壁を壊したり、そういうことの訓練もしていらっしゃいました。そういうことで、数量は別にして、そういう訓練を消防団とか消防署本部とやっているかどうかをお尋ねしたいと思います。

○議長（坂本 弘明議員） 総務課長。

○総務課長（有藤 寿満課長） 総務課長。消防団、広域消防等、具体的に道路等が塞がったときに訓練をしているかということであれば、している事例はありません。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 田中義了議員。

○議員（2番 田中 義了議員） 透析とか酸素関係の患者の出脱の対応は大体分かりましたけど、本当に止まった事例があるんでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 総務課長。

○総務課長（有藤 寿満課長） 令和2年の10月に台風10号がございました。これにつきましては酸素ボンベが使われている方が実際に福祉避難所に避難されました。

このときに、あのとき停電をして酸素ボンベが使えなくなりまして、電気を使わず酸素ボンベのみを使っていたんでしたんですけども、2時間ほどたって残りが少なくなったということで、町立病院のほうに救急車で搬送していただいて、入院をしていただきました。そういう事例がございました。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 田中義了議員。

○議員（2番 田中 義了議員） 生活インフラで水道のありがたさは皆さんも身にしみていらっしゃると思います。せんだっても吾平の給水管が抜けたというような話だけじゃなくて、その後の断水がありましたので。

それで、前回というか、前議員のときに、老朽化で大変なんだと、だから計画的に水道管の本管のやつを取り替えないといけない、そのときは石綿使ったような配管もありましたから、そういうのを先にやられたという話で、古くなった老朽管の配管の取替えがなで遅れたんでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 上下水道課長。

○上下水道課長（湯川 哲課長） 田中議員の質問についてお答えいたします。

水道課では、漏水事故等、古い管も含めての改築もそうですけれども、含めて行う場合につきましては、指定業者及び工事業者について依頼して施工を行っておりますが。

その時々、水道課のほうでも必要な材料をストックはしておりますけれども、必ずしもストックしている材料が、材料は多岐に及びますものですから、必ずしも合うとは限りませんものから、材料がない場合については若干時間取りますけれども、材料がある場合については適切に対応はしておると思います。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 田中義了議員。

○議員（2番 田中 義了議員） 最近、自動車の振動でも配管が破損したという話も聞かれるよ

うな時代になりました。先ほども言いましたけど、日向、日南は値上げをちゃんと議会に提案しております。

私は、水道事業会計の予算に対して反対しました。というのは、なぜ値上げをしないんだと、準備金の支度をして、通常ベースでも老朽管は壊れる、破損する恐れがあります。そういう金を、下水道事業なら一般会計の繰入れで対応できますけど、水道事業会計は受益者負担を本当に前提で仕事をしてほしいと思います。

でないと、三田井地区だけじゃなくて、ほかの田原とか五ヶ所の面倒を見るような話になるんですよ、調整で、一般繰入れでやったり、企業債でできればいいですけど、大震災の場合はなかなか難しい問題が起こってくると思います。その企業債にしても、借金、長期借入金にしても。

だから、自分で自己財源を持っていないと駄目じゃないかと思うんですが、なぜ下水道事業会計には準備金とか積立金はないのでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 上下水道課長。

○上下水道課長（湯川 哲課長） 田中議員の質問についてお答えいたします。

令和4年度の決算につきまして、今ちょうど整備中ではございますけども、また決算ができましたら御説明いたしますが、利益余剰金というものを計上してございます。これは過年度に利益が出たものにつきまして積み立てるわけではございますけども、これが施設改修の場合の資金の一部となります。

料金のほうをなぜ値上げしないのかということでしたけれども、今年度、令和4年度の予算に料金適正化のための予算というものを計上してございます。

こちらにつきましては、昨年度、令和2年度から3年度にかけてつくりました水道ビジョンと経営戦略、これに伴いまして、これから先の見通しと必要性について計画したわけではございませんけれども、これと併せて、今年度、令和4年度に先ほどの適正化計画と併せまして更新計画のほうを計画を立て始めたいと思っております。

更新計画のほうと適正化のほう、これは両輪でございまして、改築したいところだけを全てやってしまうと、先ほど田中議員も言われましたとおり、水道は独立採算制でございますから、その資金は自己調達、平たく言いますと料金のほうでということになりますけれども、施工したい部分の範囲と、実際調達できる資金の範囲、これに差異が出る場合がございます。これをいかにしてすり合わせるかどうかにつきまして、また改めて計画の中で資料など作りまして改めてまた町長、副町長と相談したいと考えております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 田中義了議員。

○議員（2番 田中 義了議員） 2月の説明のときに、長期計画を今年委託してつくりますとい

う話になっていたと思いますが、値上げのほうは先にやっておいてもいいんじゃないかと私は考えたんです。だから反対したんです、値上げが計上されていないから。

水道の関係は、今は事故が起こったら起こった、小さな事故をやるとか、土地の改良工事のときに一緒にやるとかいうようなことばかりだと思います。大がかりな配管の老朽の配管を取り替えることはしていないと思います。

したがって、大規模な地震が来たときに、何キロ間にわたって配管が破損する場合があります。そういうことを前提で今後仕事をしていてもらいたい。町民のためをお願いしたいと思います。

最後のほうになりますけど、大規模災害が発生したら、町長の答弁では、各県や市町村からの応援云々という話がありましたけど、日向、南海トラフ地震の場合は、遠くの東日本大震災と同じような状況になると思います。人員の派遣も近場からもらえません。

私は延岡の人に言ったんです。南海トラフの地震があったら、高千穂が補給の基地になるからと、そしたら言われました。高千穂は孤立するよと、トンネルは駄目になって橋が落ちて、落石で道路は通れない、そんなときにどうするんだと、逆じゃねえかと言われたことがありました。

したがって、こういう考え方もあるとは思いますが、町長の言われたような。でも、自分で町民を守るという考え方をしておかないと、他人ごとでやっていたら町民の安心安全は守れないと思います。

したがって、備蓄品にしろ、備品にしろ、備えることができるならば備えておいてほしいと思います。そうすれば、安心安全が町民の間にも伝わるんじゃないか。

それで、マップなんかは、これは宮崎県で作ったパンフレットですけど、このぐらいのパンフレットでもいいはずなんです。自身で作れるはずなんです。1,000円もするようなパンフレットを、しかもマップですよ。中身はどうかとって、まだいっぱいあるんですけど、自身で作ってください、自分で。委託しないで。と私は思っています。優秀な人が多いんですから。

しかも、これなんかも幾らかけて作ったか分かりませんが、こんな優秀なマニュアルがあるんですよ。水害にしろ、航空機にしろ、山崩れにしろ、細かに書いてあります。これを読んだ人がいるんでしょうか。担当課長というか、職員で。私も初めて見ました。よくこれだけ調べて書いてあると思いました。これを要約したやつをまた町民に知らせてほしいとお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（坂本 弘明議員） 以上をもちまして本日の日程は全て終了しましたので、これにて散会します。

○事務局長（須藤 浩文事務局長） 御起立お願いいたします。一同、礼。

〔起立・礼〕

午後 4 時05分散会
